

議事日程第2号

令和6年12月10日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
教 育 長 奥 村 恒 也	総 務 部 長 各 務 元 規
企 画 部 長 田 中 克 典	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	教育参事兼 学校教育課長 高 木 雅 春
総 務 課 長 土 谷 浩 輝	企 画 課 長 山 田 敏 寛
まちづくり課長 荻 曾 弘太郎	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 金 子 文 仁	保険長寿課長 大久保 嘉 博
福祉子ども課長 古 川 孝	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上下水道課長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
亜炭鉱廃坑 対策室長 木 村 公 彦	会 計 管 理 者 塚 本 政 文
生涯学習課長 日比野 克 彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士	議会事務局 書記 井 戸 芳 枝
----------------	---------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹さんの議席を後列右端の位置に変更しますので御了承ください。

また、岐阜新聞社様、中日新聞社様、名古屋テレビ様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 鈴木篤志さん、2番 広川大介さんの2名を指名します。

一般質問

議長（大沢まり子さん）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

11番（岡本隆子さん）

おはようございます。

久しぶりに1番目に登壇ということで大変緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

本日は大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目でございます。

投票率を上げるために。

今回は、投票率を上げるためにという点で5つの視点から質問をいたします。

私は、令和元年9月議会の一般質問で、よりよい投票環境を整えるためにという視点から質問をいたしました。その後、令和3年1月の県知事選挙から、投票区及び投票所が統合再編されて5か所の投票所になったという経緯があります。

さて、今年9月定例会の総務建設産業常任委員会で、令和5年度の決算審査において、町長・町議会議員選挙について、移動期日前投票所が少ないのではないか、期日前投票所を増やす考えはないのかについて質問をいたしました。

回答は、ラスパ御嵩等の複合施設で期日前投票所を開設できないか、期日前投票所の増設や移動支援等を相談している。移動期日前投票所をどこまでできるか等、投票率向上に向けて対策をしていきたいとの御回答をいただいております。私はかねがねラスパ御嵩での期日前投票所が開設されるとよいと思っていましたので、今年10月27日の衆議院議員選挙に期待を込めて注目をしておりました。

今回の選挙では、これまでの役場、伏見公民館、綱木グランド、津橋公民館の4つの期日前投票所に加えて、新たにラスパ御嵩、古屋敷公民館、南山台東に期日前投票所が開設されました。ラスパでの投票者は960人で、期日前投票としては過去最高の3,701人でした。期日前投票が少しずつ定着してきたという背景もあるかと思いますが、昨年の町長・町議会選挙に比べ、期日前投票が増え、投票率も上がりました。

ラスパは予想以上に投票率アップにつながったのではないかと思います。ラスパとの交渉等、事務局としては御苦労があったかと思いますが、御努力を評価したいと思います。

また、移動期日前投票所は、これまでの綱木グランド、津橋公民館に加えて、南山台東と古屋敷公民館の4か所でした。

そこで質問です。

ラスパ御嵩での期日前投票は6日間と期間も長く、効果があったのではないかと思います。今後はどのようにしていけますか。また、移動投票所について、今回は2か所増えて4か所となったわけですが、団地等さらに増やすことができますか。

次に、移動支援について伺います。

今回は、投票日当日に限り、上之郷地区の旧投票所の綱木グランド、小原公民館、津橋公民館から、現在の投票所である防災コミュニティセンターを結ぶ無料送迎バスが運行されました。行政バスが各地区とコミュニティセンターを1時間に1回ほどの割合で、8時から17時40分まで11便ものバスが巡回したわけです。御答弁どおり、移動支援にも取り組んでいただきましたが、利用者が一人もなかったとお聞きしました。当然、上之郷地区の方々には広報されたと思いますが、一人も利用されなかったということは衝撃的でした。

なぜ利用される方がいなかったのか、広報が行き届かなかったのか、利用したい人がおられ

なかったのでしょうか。回覧板や広報等をよく見ていると思われる上之郷地区の知人数人に聞きましたが、どの人も移動支援については全く知りませんでした。

移動支援については、昨年の町長・町議選でも移動支援があったそうですが、利用者はなかったとお聞きします。移動支援は、投票所まで行けない、足がないという方にとってはありがたい取組だと思いますが、やはり広報の仕方、チラシや防災無線で繰り返しのお知らせはもちろん、高齢者の方が集まるサロン等でのお知らせなど、周知の仕方を考えなければ、せっかくの移動支援も意味がなくなります。しかし、今回に懲りず移動支援も定着すれば利用者も増えるのではないかと思います。

そこで質問です。

移動支援については、地域等も含めて今後の方針をお聞かせください。

次に、入場券について伺います。

入場券が届かないという声を非常に多くの方からお聞きしました。郵便配達の事情から、同じ地区でも配達の時期に違いがあり、遅いところもあったと聞きます。今後も入場券が遅くしか届かないということがあると思いますが、入場券がなくても投票できることをもっと広報する必要があります。入場券についての広報のお考えを伺います。これが3点目です。

次に、若い方の投票率を上げるためにどうすべきかについて伺います。

県の選挙管理委員会の令和3年の衆議院議員選挙の比例区の年代別投票率の資料を見ますと、およその傾向が分かります。18歳から19歳は比較的高いものの、20代は非常に低い傾向が分かります。投票率を上げるためには、若い世代への啓発が必要であると思います。

以前の質問に対する御答弁では、主権者教育の在り方の検討のほか、町内2つの高校へも啓発活動を実施している、投票立会人については、選挙管理委員会に御提案することでした。10代、20代の方、高校生、そして住民票は御嵩町であるが、町内に住んでいない方には、本人に直接郵送等を考える必要があると思います。

4つ目の質問として、若い世代の方々に対する投票啓発についてのお考えをお聞かせください。

最後に、選挙公報について伺います。

選挙公報は、衆議院議員と国民審査、そして参議院議員、県知事、県議会議員の各選挙における候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した文書で、県の選挙管理委員会が発行しています。その選挙公報は、従来は自治会による配布でしたが、平成31年4月の統一地方選挙から新聞折り込みによる配布となりました。新聞を購読していない方で郵送を希望する方には、町の選挙管理委員会に対応しています。また、町内の公共施設に備え置いてあるので、誰でも持ち帰ることができます。しかし、町長・町議会議員については選挙公報がありません。

以前の答弁では、選挙期間が短いことから、町民の手元に届くタイミングを考えなければならぬとのことでした。また、ホームページでの掲載も可能になります。町長・町議会議員選挙においても、選挙公報がないとの御指摘も多くの方から受けています。また、若い世代の投票率を上げるためには、選挙公報は必要であると思います。

そこで質問です。

町長・町議会議員選挙についても選挙公報を配布すべきと考えますが、見解を伺います。

以上5点について、投票率を上げるためにということで質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 各務元規さん。

総務部長（各務元規さん）

おはようございます。

それでは、投票率を上げるための質問にお答えさせていただきます。

選挙管理委員会は町執行部から独立した行政委員会です。選管書記でない私からは所管する立場での答弁となりますが、御理解願います。

それでは、質問の1点目、ラスパでの今後と移動投票所についてです。

ラスパ御嵩での期日前投票所の開設については、いつも行くところで簡単に投票できてとても便利、買物のついでに投票できてありがたいなど、多くの方から好評をいただきました。特に、車椅子利用の方や20代と高齢者の方が多い傾向にあり、日頃から利用されている商業施設での実施の効果を感じているところです。

町としても選挙を身近に感じていただき、投票率の向上を図る上においても利便性が高い投票所の開設は必要であり、引き続きラスパ御嵩で実施できるよう調整したいと考えています。

また、投票所の増設については、町においても、全国的な課題と同様に投票所の管理に携わる担い手の確保が難しくなっています。こうした課題がある中、今までも選挙ごとに移動投票所などの数や位置を決めていただいているので、引き続き利便性が高く、効果的な場所を検討いただくようお願いしてまいります。

次に、質問の2点目、移動支援についてです。

令和3年に県内初の共通投票所方式に変更した際に、移動支援のシャトルバスを運行しましたが、利用者は1名でした。今回は、車座懇談会の意見を踏まえ、上之郷地区に案内を全戸配付し、2回目の実施となりましたが、利用者はゼロでした。選挙だけのための移動支援は効果がなかったことから、今後については、例えば商業施設での期日前の移動支援にふれあい予約バスを無料にして活用するなど、別の方法についても調整していきたいと考えています。

質問の3点目、入場券の広報についてです。

選管では、入場券が町内全域に届くまで告示日以降4日程度を見込んでいます。このため、期日前投票において入場券が届いていない場合でも投票ができる旨の周知を全戸配付の案内やホームページでも行っています。しかし、このことを知らない有権者の方も多いしますので、今後は、町の防災行政無線やSNSなども併せて活用し、周知していきたいと考えています。

質問の4点目、若い世代への投票啓発についてです。

御指摘のとおり、10代、20代の若い世代で、大学進学や就職などにより、住民票の住所と異なる場所にいる有権者については、郵送による不在者投票ができます。このような制度を含めて、選挙に興味を持っていただけるような周知の工夫が必要であると考えています。

来年執行予定の県知事選挙の期間中に二十歳の集いを開催していますので、選挙リーフレットの配布や会場に移動期日前投票所を開設するなど、啓発に努めたいと考えています。

最後の質問、選挙公報についてです。

町長・町議会議員選挙は告示から選挙期間が5日間しかありません。選挙公報を配布するためには、選挙告示日の17時を待って、翌朝の10時までに新聞販売店に選挙公報を届けないと、法律で定める2日前に配布ができないことになります。また、紙で発行せず、ホームページ掲載のみとすることは認められておりません。

たった一晩での校正・製版・印刷となることから、夜中に稼働が可能な印刷業者と運搬業者の確保が条件となり、ハードルは高いと考えています。これらを踏まえて、今後、選挙管理委員会において判断していくことになります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

大変簡潔な御答弁ありがとうございました。

まず1点目ですけれども、再質問をさせていただきます。

ラスパは、車椅子の方とか20代の方も多かったということで、本当によかったなと思います。そこで、今後も引き続きやっていこうというお考えですけれども、お聞きすると、ラスパは行くと3人職員の方が見えて、マンツーマンで対応されているというふうにお聞きしていますけれども、今回も補正で費用が上がっていましたが、ラスパに伴う、例えば会場の借り代とか、そういったことはどのようになっているのかということと、もう一つは、ラスパは引き続きやっていくということなんですが、ラスパにおける課題が何かあれば、それを教えてください。

これは1点目の再質問、お願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 各務元規さん。

総務部長（各務元規さん）

それでは、再質問にお答えいたします。

ラスパでのかかった経費ということですが、ラスパの御協力をいただきまして、会場の借り上げ料については無償で会場の場所を提供していただいております。唯一コストとしてかかったものということになりますと、当然そこで運営をしていただくスタッフの方たちの人件費という部分が今回の補正でも上がった内容となっております。

それから課題ということですが、あそこにつきましてはネットワークをつないで選挙事務を処理しているわけではございません。その関係で、大変大勢の方がこちらに来ていただいたりした場合は、若干お待ちしていただく時間が長くなるというのが課題かなというふうに考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございました。

今回も、7人一遍に来られたという場合に少し待っていただいたというようなこともお伺いしておりますので。あと、今後ラスパでの投票者がどのぐらい増えるかということもあるかと思いますが、引き続きやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、2点目の移動支援についてでございます。

先回の選挙、そして今回の選挙も移動支援を、バスを走らせていただいて、そして車座でもそういう声が多かったということでバスを走らせてくださったと思うんですが、利用者がゼロというところの原因をどのように分析されましたか。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 各務元規さん。

総務部長（各務元規さん）

答弁の中でもお話しさせていただいたんですが、やはり選挙だけのために移動で乗ってくるということ自体が少ないというふうに判断しております。

一番最初にやったときも18便、御嵩町でシャトルバスを動かしましたが、利用者1名であった。そのときも選管としてはやっぱりこれだけやっても効果がないねという判断をして、1

回取りやめております。

今回、車座懇談会でそういう話が若干出ましたので再度やってみましたが、やはり移動支援だけでは効果がなかったと、そう分析しております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

本当にそのとおりで、バスを利用したい人が、ふだんからコミュニティバスというかデマンドタクシーですね、ああいうのを利用している人でも、なかなかこの選挙のために回っているバスを利用するという発想はあまりなかったようです。

そして、やっぱり何回もやっても利用者がいないということは、移動支援はあったほうがいいと思うんですが、それだけのために乗るというのは、私も非常に難しいというか、ふだんから乗り慣れていないとこういうものは利用しにくいのかなというふうに思います。

そこで、さっき言われたように別の方法で、期日前をもっと促すために無料バスで送迎するとか、ラスパとかに無料バスを出すとか、そういったことを今後考えていかれたほうがいいのかなと私もちょっと思っておりまして、移動支援も本当にありがたいと思うんですが、これだけ利用者がいないということは、そういう方法をまた一度やってみてと思いましたので、本当にいい御答弁だったと思います。ぜひ実行していただきたいと思います。

それからあと、若い世代は郵送による不在者投票ができるということなんですが、これ、若い世代の郵送による不在者投票って、結構これでちゃんと投票されていますか。もし情報があれば教えてください。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 各務元規さん。

総務部長（各務元規さん）

現状のところほとんどありません。

ただ、この制度を知らないということもあるかと思います。なので、こういった制度があるということも含めての周知が必要であると考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

制度の周知と、それから次にもありますが、選挙公報、非常に厳しい、難しい、一晩での印刷とか作業のハードルが高いということなんですが、ないと困っている人も多いと思いますので、前向きな検討をぜひ選挙管理委員会のほうでもしていただけたらと思います。

ということで、1点目の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

次に、2点目の質問に移ります。

ファミリー・サポート・センターの周知について。

ファミリー・サポート・センターは、子育てを地域で相互援助する組織で、育児の援助が必要な家庭と援助できる人を結ぶ有償ボランティアの会員組織です。

今年度予算では、育児の負担軽減のため、ファミリー・サポート・センターを利用しやすくするための支援制度を新設するという事で、従来の18万4,000円から43万8,000円増の62万2,000円の予算が計上されました。それにより、利用者はこれまで1時間当たり600円の負担が300円になりました。また、サポート会員の収入支援では、利用料を300円にプラス支援金800円で1時間当たり1,100円の収入となります。

ところが、利用状況をお伺いしたところ、今年度は11月までに8件の利用で、産後の方の利用が3件ということで、非常に少ないと感じました。県下でこれだけの補助金を出しているところはないそうですが、残念なことに利用される方が少ないのが現状です。

私は、ファミリー・サポート・センターは、保育園や放課後児童クラブへの送迎などもお願いでき、育児する方にとってはとてもありがたい制度であると思います。保育園での一時預かりもありますが、送迎はできません。また、慣れた自宅でも見てもらえるなど、利用しやすい面があるかと思います。

若い世代の方と話をすると、必ずと言っていいほど、もっと子育てしやすいまちにしたい、子供を持つ親が働きやすい環境をつくってほしいと言われます。ファミリー・サポート・センターを知っていたら、利用したいと思う人はいるはずだと思います。

御嵩町でこれだけ行政の支援があり、行政も子育て支援に力を入れているのに、利用者が少ないのは周知の仕方に問題があるからではないかと思います。ぽっぽかんの広報や、赤ちゃん訪問や乳幼児学級のときにチラシを配布するとのことですが、それだけでは不十分だと考えます。

先般、児童館の先生に伺ったところ、ファミリー・サポート・センターの支援策を御存じなく、そんなに補助金を出しているのかと驚かれました。児童館や事業所にもチラシを置かせてもらうことや、転入時にチラシを配布する等の工夫が必要かと思います。

ファミリー・サポート・センターのさらなる周知に向けての見解をお伺いいたします。よろ

しくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、ファミリー・サポート・センターの目的から触れさせていただきます。

ファミリー・サポート・センター事業、略してファミサポは、育児を相互に援助し合い、町民が仕事と育児を両立させ、安心して働くことができる良好な社会環境の整備を図りつつ、児童福祉の向上に寄与することを目的としております。具体的には、子供の送迎や預かりなど、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、地域で相互援助活動を有償で行う事業でございます。

本町では、援助を受けたい人を利用会員といい、援助を行いたい人をサポート会員と呼びます。

利用状況、登録状況を申し上げます。

ファミサポの登録状況は、令和4年度、サポート会員が14人、利用会員が76人、令和5年度、サポート会員が14人、利用会員が92人、令和6年度、サポート会員16人、利用会員94人となっております。サポート会員は横ばいですが、利用会員は少しずつ増加している状況です。

利用状況は、令和4年度、令和5年度とも7件、今年度は12月10日現在で申込みを含めると14件となりました。

主に出産後、上のお子さんの保育園の登園補助や通院、学校・園の行事、リフレッシュ等で利用されているようでございます。

昨年度までは、乳児家庭全戸訪問事業の赤ちゃん訪問で、保健師からファミサポについての案内と、6か月から1歳半までのぽっぽかんで使える無料券4時間分を配付しておりましたが、今年度からは離乳食教室、これは3か月から4か月のお子さんを持つ保護者が対象でございまして、その中でファミサポ事業について説明を行い、無料券4時間分を配付しております。

ここで課題について数点上げさせていただきます。

ファミサポのメリット、特徴でもあるのですが、議員の御質問の中でも触れております利用会員の御自宅でファミサポを行うこと、車での送迎サービスをすること、これらに対して、サポート会員の抵抗感や、保護者の中には心理的負担があるということが逆にウイークポイントにもなっているという意見もございます。

サポート会員不足と高齢化でマッチングが難しくなっているという状況は、ほかの市町村でも顕在している状況です。乳幼児学級をお手伝いしてくださっているココママさんや保健推進

員の方に、ファミサポのサポート会員の周知に努めていますが、突然入る予定やそれらに対応できないということで会員になるのをためらう方も多いようでございます。

あと、本町の地域性と思われますが、比較的祖父母が近くに住んでいる子育て世代が多く、そのためファミサポの利用が少ないのも一因かと推察されます。

現在の主な周知方法を上げさせていただきます。

先ほど触れましたが、離乳食教室で無料券の配付を行っているほか、ぽっぽかん、乳幼児学級、転入時には福祉子ども課窓口にて事業説明、チラシの配布を行い、併せて御嵩町ホームページに掲載しております。

ファミサポを多くの人に広く知っていただき利用していただくため、その存在や提供するサービスについて、議員御指摘のとおり、情報の発信、制度の周知がとても重要だとは考えております。この制度の活用を必要とする方が議員皆さんのお近くにいらっしゃいましたら、積極的にお声がけいただければ幸いです。

利用者の声を積極的に取り入れ、満足度の高いサービスを提供することで、より多くの方をサポートできればと思います。また、サポートする方も御紹介いただければ、この制度の充実を図ることができます。

行政としては、現在の情報発信のほかに、広報紙をはじめ、各所にてチラシの配布など様々な機会や媒体を活用して情報発信をしなければならないと考えております。

議員御提案のとおり、児童館などにチラシを置くことや転入時に配付することは鋭意進めてまいりたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、ファミサポは平成22年4月からスタートしたということで、そしてお試しして利用をしていただくことで、制度の仕組みを知ってもらいたい。ファミサポの認知度を上げるために、またサポート会員の経験値を上げるためにということで、平成28年から無料券を配り始めたわけですね。

そして、私は平成30年の第3回定例会のときに一般質問をしまして、その後、この無料券がさらに拡大されて、2時間から4時間になった。そして1歳半までが使えるようになった

という経緯があるわけですが、このときのこの無料券を配付する目的が、これをもっと知ってもらいたいということで、無料券を配付して、それをさらに拡大したわけですね。

ですので、まずはこのファミサポの認知度というのが、そのために無料券をやっているわけですが、この認知度がどのぐらい広まっているのかというのはどのように把握してみえますか。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

再質問にお答えいたします。

認知度と言われると、数値的にはちょっとお示しすることがしにくいですが、平成30年第3回定例会で岡本議員が一般質問された後に、ファミサポの利用拡大については議論を進めております。そのため、無料券についても2時間から4時間に増やすとか、対象を増やすというような議論はさせていただいております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

認知度が、いろんなところで啓発はされていますので、ある程度認知されているのかなとは思いますが、ここで一番課題になるのがマッチングといいますかね。最初に利用し始めると、とても便利だと思うんですけど、そこに至るまでのマッチングというのが、なかなかこれが課題ではないかなと思うんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

質問にお答えします。

非常に難しい問題でして、マッチング、やっぱり利用される方、それを求める方の時間の配分だとか、御都合に合うというのがなかなか難しい、合わないということが多くございます。

なので、広くサポート会員を募集して、その中でいろんな枠組みを増やしていく、使用できる時間帯を増やしていくというのがまず1つかなとは思っておりますが、いかんせんどうしても御都合というものがあるものですから、その辺はいろいろ研究しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

このマッチングがうまくいけば、この人という人が大体決まってくると利用しやすいと思いますので、マッチングが何かこううまくいくようなとか、やりやすい何かサポート体制があるといいのかなというふうに思います。

それから、最後にもう一点ですけれども、車での送迎とかもされるわけですが、保険はどういうふうになっているのか、ちょっと最後に1点教えてください。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

今の御質問にお答えします。

加入している保険というのは、万一に備えてということで、ファミリー・サポート・センター補償制度というものがございまして、保険料は当然町が負担しています。

詳しくは、地域子育て支援補償保険といいまして、サービス提供会員の傷害保険だとか、依頼のお子様の傷害保険だとか賠償保険など、一般的な保険ですね。研修・会合などの傷害保険、またお見舞金制度などがあるということで、その辺りは手厚い保険に加入しているというふうに理解いただければ幸いです。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

最後と言いましたが、もう一つ、すみません。

サポート会員のほうは何か研修のようなものはあるんですか。今、その補償の中で研修制度ということをおっしゃったので、もう一つだけ教えてください。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

特別大きな研修ということはございませんが、やはり案内の中で、こういったファミサポの制度を認知していただくということでお願いしているところでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ファミリー・サポートはとても、利用すれば大変ありがたい制度だと思いますので、ぜひ周知に努めていただきますようお願いしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。
ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

それでは、通告書に従い質問させていただきます。

本日はリニアに関する質問を1本でございます。

リニア残土問題については、5月の瑞浪大湫町での井戸の水がれ問題を受け、J R 東海との交渉がストップして半年以上が経過しました。

瑞浪大湫町の問題は、トンネル工事そのものに起因する事象で、かつ被害であり、残土問題とは別物かなと思います。御嵩町においては、残土問題の方向性を具体化しない限り、発生土置場のめどがつかないわけですから、トンネル工事そのものにも着手できないということになります。

瑞浪大湫町の問題は、県の環境影響評価審査会が5月以降8回開催され、審議されています。私も傍聴していますが、何が原因かについてはある程度明らかになってきたように思います。一方、解決策については、これまでのところJ R 東海からの具体的提案がなく持ち越しになっており、めどがつかない状況です。

そんな中、町は9月7日に初めて全町民向けのリニア事業に関する説明・意見交換会を開催。10月には議員に対しリニア事業に関する勉強会を実施され、情報提供や意見を聞くなど、今後の方針について検討されていると承知しています。

そこで質問は、1に、美佐野トンネルにおける残土問題に対する方針と、2に、瑞浪市大湫町の水がれ問題、地盤沈下問題を踏まえた美佐野トンネル工事の着手条件の大項目2点について伺います。

なお、質問は最後にまとめて簡潔に申し上げます。

大項目1つ目、交渉がストップしている残土問題について伺います。

残土問題は、整理すると、要対策土への対応と健全土置場と重要湿地の関係、この2点に絞られると思います。

まず要対策土への対応ですが、町長は町有地である候補地Bへの恒久処分は認められないと

明言されました。恒久処分を認めない理由として、遮水シートの安全性に対する懸念及び近隣他市の対応、すなわち瑞浪市、可児市、多治見市は、要対策土は市外へ持ち出し、処理工場での処理もしくは海洋埋立て等で対応している事実から、要対策土の受入れはあってはならないことと回答されました。

しかしながら、候補地B以外では受入れ余地があるような、曖昧な部分を残した発言に聞こえました。そのようなことはないと思いますが、町としては、御嵩町内に要対策土の恒久処分は認めない方針であるということによろしいでしょうか。ここで確認をしておきたいと思います。

2 番目。次に、健全土置場と重要湿地の関係についてです。

まず健全土であるための判定検査ですが、1 日 1 回もしくは1,500立米に1回、これはトラック1台5立米とした場合、300台に相当する台数で1回だけということになります。この検査体制では、健全土と判定された発生土に要対策土が混入する危険性があることから、検査体制の充実は必須であると考えます。

トンネル工事に伴う発生土の処理責任は、排出者であるJR東海にあります。トンネルの坑口がある市町村が発生土を受け入れなければならないなどという決まりもルールもありません。JR東海はフォーラムなどでもそれは認めており、あくまで発生土置場案はJR東海としてのお願いであると説明しています。

近隣他市の健全土の対応について申し上げます。

瑞浪市、坑口から近い場所に民間の残土処分事業地、容量約121万立米があり、坑口からベルトコンベヤーで搬出して造成事業をしています。造成後、何に活用されるかは情報が得られていません。

可児市、坑口からそれほど遠くない民間の砂利を取った跡地の埋立事業地、容量約80万立米にトラックで運搬しています。許可標識によると、埋立目的は資材置場造成工事と書かれています。

多治見市、坑口から248号バイパスを挟んで反対側にある民間の、こちらも砂利を取った跡地の埋立事業地、容量約63万立米にベルトコンベヤーで搬出しています。許可標識によると、埋立目的は資材置場の拡張と書かれています。

3市とも、坑口近くに民間の残土を受け入れる処分施設があり、一般用地に盛土をして処分している事例はございません。

御嵩町内には瑞浪、可児、多治見のような大規模な民間処分場はありません。先ほど申し上げたとおり、町内で受け入れなければならない決まり、ルールはありませんが、できる範囲での協力はやむを得ないと思います。

ただし、今回ＪＲ東海が提案している計画地は、環境省が定める重要湿地のエリアであり、保全・保護が重要なことはＪＲ東海、御嵩町ともに認めているところです。重要湿地の範囲について、線が引かれているわけではありませんが、湿地の主要な植物であるハナノキ分布エリアが重要湿地エリアに重なるとの考えはおおむね妥当であると思います。

平成24年のリニア計画についての環境影響評価報告書に対し、リニアのルートとして重要湿地を回避するよう慎重に検討することと岐阜県知事がコメントし、ＪＲ東海も重要湿地を回避すると回答しています。美佐野が重要湿地に選定されたのは、この報告書より４年ほど後ですのでルートを回避せよとまでは言えないですが、重要湿地を残土置場にする行為は許されるものではないということは誰もが思うところではないでしょうか。

現在、美佐野工区からの発生土量の見込みは約90万立米とのこと。うち、要対策土が22万立米ぐらいであろうと想定されていますので、健全土は68万立米となります。ＪＲ東海が取得済みの候補地Ａは約40万立米の盛土が計画されているので、候補地Ｂには残りの28万立米という計算になります。候補地Ｂは全てが町有地であり、ハナノキ分布等から重要湿地エリアと認められるので、町としては重要湿地を守り保護・保全すべきであり、候補地Ｂの盛土計画に応じるべきではないと思います。

今、新庁舎計画で盛土材が約10万立米必要となっています。そこに健全土が活用できれば、残りは18万立米です。耕作放棄地などを埋めてほしいという町民の声、あるいは廃止したため池の埋め戻しに利用できないかといった声もあります。可能性は不明で、また１か所当たりの量も少ないですが、ＪＲ東海の申出を受ける待ちの姿勢ではなく、町として協力できることを探す姿勢が必要ではないでしょうか。

健全土置場の盛土構造について、盛土の高さが15メートル以上ある計画ですので、有識者による高盛土委員会の評価を受ける必要があり、候補地Ａ・Ｂの盛土計画に対する委員会の評価結果が開示されています。それによれば、設計・施工に当たり、次の事項に配慮すべきと書かれています。

１に、締め固めに適した粒度の盛土材とすること、２に、現地状況に即した排水対策を施すこと、３に、のり面の表層保護が必要であることなどです。

町は、町主導による安全性のチェック・監視体制の構築をＪＲ東海と協議すると言われていますが、町主導とは具体的に誰がチェック・監視することを想定しているのでしょうか。町として予算もつけて有識者・専門家を確保するお考えでしょうか。

盛土についても一つ。

トンネル残土は廃棄物ではありません。

国・県の建設残土に関するガイドラインなどに記載のとおり、有効活用することが原則です。

J R 東海のこの盛土計画は有効活用でしょうか。私には単なる残土処分場としか見えませんが、いかがでしょう。

さて、町長は健全土について、受入れを一切認めず協議に応じないとはしない。J R 東海と協議・協力しながら保全対策を進めるとまとめられておりますが、やや抽象的で、具体的にどのような内容で交渉するのか、そのお考えがはっきりしていません。

今、私が申し述べてきたとおり、候補地Bは重要湿地として環境保全を優先すべきであり、残土置場とすべきではないとの判断に至ると思いますし、またその判断はリニア審議会の答申に沿った内容であると思います。少なくとも候補地Bは守ってほしいというのが多数の町民の願いと私は受け止めています。

先般の町民説明会で、町民の方から指摘があったとおり、重要湿地の対応については、日本中の名立たる環境団体が保護・保全すべきと声を上げ、町の対応に注目しています。環境を守った御嵩町と評価されるのか、環境を破壊した御嵩町と評価されるのか、町長の英断次第だと思います。

次に、大項目2つ目、美佐野トンネル工事の着手条件について伺います。

大手ゼネコンで長年トンネル工事を担当してきた私の友人の話です。

トンネル工事に先立ち、ルート上における地上からのボーリング、電気探査、さらにはトンネル方向への水平ボーリングなどの事前調査を行い、文献や過去の記録も参考に専門家が地質状況を判定しトンネル工事の設計を行います。地中のことですから全てを把握できるわけではありません。

しかしながら、事前調査により地層の変わり目、断層の有無など、注意すべきポイントはある程度想定されるので、設計は設計として受け入れた上で、工事屋としては掘削しながら常に切り羽、切り羽というのはトンネル最先端部の掘削面のことをいいます。その切り羽の状況を見て、湧水が出るようなら水対策をする、柔らかそうな地質になれば崩れないための補強するといった、毎日の状況把握とその対策の繰り返しが重要であると教えてくれました。

9月10日の新聞に、春日井の西尾工区の工期が5年半遅れるとの記事がありました。名古屋方面に向かってもろい地質が出てきたので、発破による掘削から別の工法に替えるためと書かれていました。

友人の説明は、恐らく花崗岩の地層がもう少し名古屋方面まで続いていると想定していたが、想定より手前で硬い花崗岩ではなくなってしまったためであろう。まさに事前調査で地中の状況が把握し切れなかった事例ではないかと言っていました。

瑞浪大湫の件を見ても、今年2月に湧水が発生、観測井戸の水位低下も見られたのに、そのまま掘り進め、5月になって大きな水位低下を招き、さらには地盤沈下まで発生しました。

もう少しで次の武並工区に達する場所もあと数百メートルだったと思いますが、そういう場所であったので、工事を優先した結果かもしれません。何かが起きたところで立ち止まらなかったことが、大きな被害につながったと言えるのではないのでしょうか。

環境影響評価審査会に提出された平成26年当時のＪＲ東海の調査資料によれば、当該地における断層が予想できたはずでした。なぜ審査会の初めに提示しなかったのかと委員より叱責を受ける場面がありました。

これらのことから、御嵩町としてＪＲ東海に対し、トンネル工事着手に当たり要求すべき項目として、１．事前調査はできる範囲で細かく行う、詳細に行うよう求めること、そしてそのデータを開示・説明を行うよう求めること、３．工事中における管理について、例えば湧水量の管理基準、１分当たり何リットルといった湧水量の基準を定め、この管理基準を超えたら一旦工事を停止し、地上への影響等を確認し、対応について検討・説明するような管理基準の策定を求めること。４．万一、井戸水がかれた、沢水がかれた、湿地の水が減少した、そんな場合の対応策、補償案を求めること。そして、先ほど申したとおり、町としてチェック・監視ができるよう専門家・有識者を確保することが必要であると考えますが、町として工事の着手条件をどのようにお考えでしょうか。

今、静岡県においては、県と専門部会と国との有識者会議で47個の検討項目に整理し、ＪＲ東海の計画内容を一つ一つ事前に検討評価する作業を続けています。参考になるかと思います。

最後に１点、ウランについての対応です。

動力炉・核燃料開発事業団、略して動燃ですが、動燃の過去の調査によると、御嵩町内には美佐野鉱床、謡坂鉱床があります。リニアトンネルルートと美佐野鉱床の距離は500メートルありません。日吉トンネルにおけるウラン対応は、品川から239キロポストから242キロポストまで約３キロ間について、ウラン鉱床に地質が似ている地域としてウラン濃度の管理を行っています。管理内容は、発生土のウラン濃度、トンネル湧水のウラン濃度、敷地境界の放射線量、敷地境界のラドン濃度を１日に１回測定するものです。

ＪＲ東海の報告書によれば、これまでのところ異常値は出ていません。美佐野トンネルについて、ＪＲ東海はウラン鉱床は避けたと言い切っていますが、先ほど申し上げたとおり、地中のことですから、ないと言い切れるものではありません。

万一の場合を考えれば、242キロポストは日吉トンネルと美佐野トンネルの境界であり、美佐野トンネル側においても同様の管理手法をＪＲ東海に要請すべきと考えます。

以上、いろいろ述べてきましたが、最後に７つの質問事項にまとめました。

１．要対策土について、御嵩町内に要対策土の恒久処分場は認めないという考えでよろしいでしょうか。

2. 健全土について、重要湿地と認められる場所、特に候補地Bを残土置場としないという考えでよろしいでしょうか。

3. 健全土の安全性について、J R 東海に要対策土が紛れ込まないような検査体制を求め、高盛土委員会の盛土に対する指摘事項の遵守を求める考えはありますか。

4. 健全土の残土置場について、町としても積極的に探索に協力するが、全量を町内で受け入れなければならないとは限らないという考えでよろしいでしょうか。

5. トンネル工事の着手に当たり、町はJ R 東海に対し次のような条件を求める考えはありますか。詳細な事前調査を行い、調査データの開示・説明を求めること。工事中における管理基準の策定を求めること。万一の場合、井戸水がかれた、沢水がかれた、湿地の水が減少した等の対応策、補償案の策定を求めること。

町主導のチェック・監視ができるよう予算をつけ、有識者・専門家による安全性のチェック・監視体制を構築する考えはありますか。

ウランについて、町はJ R 東海に対し、日吉トンネルに準じた管理体制を求める考えはありますか。

以上、御回答のほどよろしくお願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

初めに、J R 東海との発生土置場計画の協議状況を申し述べます。

これまでのところ、本町が申入れした瑞浪市における地下水位の低下事案に係る対応にJ R 東海は答えられる状況にないとの認識であり、協議一時停止の状況から変わりはございません。よって、質問へのお答えが令和6年第2回定例会の答弁内容と多々重複せざるを得ない旨、あらかじめ御承知いただきますようお願い申し上げます。

質問の1点目についてお答えをいたします。

リニア美佐野工区から発生する要対策土は、前提として、J R 東海から候補地Bへ封じ込め工法による恒久処分計画を提案されたものでございます。この計画に対し、住民の不安感が払拭されないこと、リニア沿線工区の近隣他市では専門処理施設等で処理されている事例があること等から、置場計画審議会での議論・答申を経て、町は要対策土の候補地Bへの搬入、恒久処分は認めず、対策を求める方針で協議に臨むことをJ R 東海に伝達をいたしました。

現時点では、候補地Aを含む町内の他の場所で要対策土を恒久処分しようとする計画は、J R 東海から提案されておりません。計画もなく、前提となる候補場所も示されていない中で、仮定の質問には立場上お答えし難いところでございますが、さきの議会でも答弁いたしました

とおり、健全土を搬入する場所である候補地Aへの要対策土の恒久処分を目的とする搬入は、今までのプロセスや審議会の経緯等からして基本あってはならないと、その立場で申し上げてまいります。

2点目でございます。

健全土の置場と重要湿地と認められる場所との関係につきまして。

まず、重要湿地の範囲には明確な線引きがないこと、これは周知のとおりでございます。その上で、置場計画地が希少動植物の生息・生育地であり、開発に当たっては自然環境及び生物多様性の保全上、特に配慮が必要であるということが今までのプロセス・審議会を経た上での共通認識だというふうに考えております。

本町といたしましては、希少種の保全で改善できる点を積み重ね、最大限工夫し、一定程度保全が確保されることを前提に、健全土の受入れはやむを得ないと判断し、J R東海と協議・協力しながら保全対策を進める方針で協議に臨んでいく方針であることはお伝えをしたとおりでございます。

J R東海には、最大限の改変エリアの縮小検討や、湿地環境への影響低減、保全モニタリングを求めたいというふうに考えております。

続いて3点目、リニア発生土の検査体制につきましては、さきのフォーラムにおいて詳細な説明を受け、質問や確認を重ね、追加の対策をJ R東海から引き出してきたところでございます。

すなわち、リニア発生土の検査は、県の公共工事の管理基準が5,000立米に1回の検査であるところ、1日分の掘削量最大1,500立米に1回の頻度で行われます。加えて、長尺せん孔探査や先進ボーリングにより前方の地質構造を把握し、地質の変わり目が出現した場合には発破ごとに検査するとの回答を得ております。この内容は、県基準を上回り、要対策土が紛れ込む可能性を下げるための対策が取られていると認識をしております。

とはいえ、県の検査体制の報道によりますと、実際に健全土と判定された区分の発生土の中から基準を上回る検査結果が検出されたとの記事も見聞きするところでございますので、その場合の迅速・早急な報告と対応については、他工区と同様になるようあらかじめ協議し、決定しておく必要があるというふうに考えております。

また、高盛土委員会から受けた施工に関する留意指摘事項については、設計や施工計画にきちんと反映し、責任を持って施工し、確実に履行していくとJ R東海から説明を受けております。

事業主体であるJ R東海が責任を持って果たしていくべき事柄であると認識しておりますが、折々のタイミングでの反映の説明や履行の報告を求めてまいります。

4点目、健全土の受入れに関するものでございますが、これほどの大規模かつ国家事業であるリニア本線工事は、その多くをトンネル通過する計画であることから、発生土の処理は沿線自治体に共通する課題でございます。その中で、それぞれの自治体は少なくとも地域内で発生した健全土の受入れ、あるいは置場の確保に向けたＪＲ東海への助力を重ねて進んでいる現状でございます。

単なる改変エリアの縮小では行き場のない発生土が残りますので、他に理解が得られる適地があるのか探索への協力は不可欠と考えますが、例えば新庁舎計画地への活用も含め、置場以外での実現性は、ＪＲ東海と本町、利害関係者との協議・合意一致により決定するものでございます。

本町としては、沿線自治体としての責任感を持って課題に向き合い、今後協議・交渉していく中でお示しした方針が実現できるかの観点で判断してまいりたいと思います。

続きまして5点目、ＪＲ東海に対するトンネル工事の着手に当たっての要求項目につきましては、工事施工の保全計画の提出を受けるに当たって協議し、進めていくものと考えており、現段階で言及できる事項はございません。

また、現在、岐阜県環境影響評価審査会において、トンネル掘削工事に伴う地下水位の低下の影響に関する審議が進行中であり、本町も職員が各回を傍聴し、科学的観点に基づくその判断を注視するとともに、正確かつ迅速な情報収集に努めているところでございます。

瑞浪市大湫町での事例を本町にそのまま当てはめることはできないとはいえ、審査会では、先行事例としてリスク回避の示唆に富む議論がなされていると認識をしております。これまでの議論を通じ、地層の変わり目などリスク管理が特に必要な区間においては、事前調査の実施とともに迅速な報告とデータの公表・開示を、著しい湧水量の増加時には即時の工事中断も含む対応の検討・確認が必要と考えております。

また、万が一損害が生じた場合は、代替の補償を用意しつつ、元への復旧を目指して住民理解を得ていく対応が必要だと捉えております。こういった観点から、あらかじめ求め、確認していくことを、審査会における整理も参考にしながら対応していきたいというふうに考えております。

6点目、安全性のチェックと監視体制の構築についてでございますが、本線トンネル工事と発生土置場の盛土工事は、ともにＪＲ東海が事業主体であり、当然、安全対策は適正かつ慎重に計画し、施工を行っていくべきものと認識をしております。管理施工の責任は全てＪＲ東海が負いますが、町としては工事の進捗を適宜確認しながら、折々のタイミングでの報告を義務づけ、予防の観点から言うべきことは言う姿勢でリスク管理を図っていきたいというふうに考えております。

特に、発生土置場の盛土工事につきましては、答申の方針に沿ってＪＲ東海の施工計画を確認、協議していく中で、町が主体的に関われるチェック体制を検討してまいります。

具体的には、ＪＲ東海から地元自治会や町が施工・保全計画及び施工の状況の説明を受けるとともに、工事の現地確認に立ち会い、必要に応じてトンネル工事や盛土工事に長じた有識者等に助言や現地確認への同行を依頼するといった形で関与できる体制を想定しており、そのために必要な費用については町が予算措置することを考えております。

最後に７点目、ウランの管理体制についてでございます。

まずもって瑞浪市、土岐市と本町区域境にある当該地域は、昔からラジウム温泉郷として栄え、今でも自然の恵みを生かし享受して成り立っております。ウラン鉱床やラドンラジウムの組成の仕組みや実地の測定、放射線量など、ともすれば風評被害につながりかねませんので、科学的に正確な情報を発信することが地元自治体の責務であるというふうに思っております。

ウランにつきましては、既にフォーラムでその成り立ちから詳しく説明され、有識者も交えて確認を行いました。過去の調査、文献等からウラン鉱床の位置は把握されており、トンネル本線のルートはウラン鉱床を回避していることが確認をされております。

さらに慎重を期すため、ウラン鉱床に地形や地質が類似する花崗岩上部に堆積した瑞浪層群の土岐夾炭累層、以下類似地質と申しますが、があると考えられる区間は、管理示方書が作成され、発生土の管理方法が定められております。

この管理示方書の適用範囲は工区境で定めるのではなく、類似地質の分布するエリアとされ、現在は239キロポスト130メートル付近から242キロポストゼロメートルまでが適用範囲となっております。類似地質が242キロポストゼロメートルを越え、美佐野工区にも分布するのであれば管理示方書の適用が及ぶ範囲となりますが、美佐野工区内において類似地質はないと説明を既にフォーラムで受けております。

日吉トンネル南垣外工区の西側、本町側は11月末日現在、残り約１キロのところまで掘り進められており、今後、本町との工区境まで掘削が完了する段階で状況が確認できるというふうに思われます。

仮定の話になりますが、その段階でも類似地質の終端が確認できなかった場合は、ＪＲ東海が改めて類似地質の終端に至るまで確認する先進ボーリングを行い、地質や地層の状況やコアのウラン濃度を事前把握した上で有識者と協議し、具体的な対応を決定するとの説明をフォーラムでの求めに対する回答として受けております。

なお、これまでに日吉トンネル南垣外工区の掘削工事で、トンネル湧水のウラン濃度、敷地境界放射線量の管理基準値を超えたことが一度もないことはＪＲ東海の年次報告書に記載、公表されております。

いずれにしても、本町美佐野工区の路線はウラン鉱床に当たる可能性は限りなく低いとの有識者の見解もあり、かつ当該工区の東端、類似地質が分布する可能性が残るエリアは、日吉トンネル南垣外工区の掘削完了に伴い、その分布がないことを確認した上で掘削されることになります。また、たとえ分布があったとしても、その場合は先進ボーリングによる十分な調査、検討の上、町の求めによらずとも管理示方書が適用される範囲として掘削されることになるかと考えております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

ありがとうございます。

そうですね。今中断しているものですから、具体的な内容が進んでいないというのは理解しますが、半年以上過ぎてしまって、やはり協力していかなきゃいけないという姿勢、もともとあるわけですから、そうはいうもののということで、検討とか進めていかなければいけないかなというふうに思っています。

まず要対策土と健全土について、2 点ばかり確認したいと思います。

先ほど要対策土について、B は向こうから申出があって、それに対してはノーであるという御回答を改めていただきました。

そして、候補地 A についても、B の考え方からすれば、あつてはならないことということで、もう一度に A ついても確認ができたということで、A・B ともに基本的に受け入れられないということであれば、ある意味ではあのエリアで受け入れることはないというふうに拡大解釈もできるので、それはぜひその方向でお考えいただきたいというふうに思います。

それから、健全土についてですが、まず候補地 B というのをどのように考えておられるのかがいま一つ分からないのでもう一度質問してみますが、候補地 B というのはやっぱり重要湿地エリアであるという認識でよろしいのでしょうか。

そして、やっぱり重要湿地というのは保護・保全が優先ですから、幾ら縮小するとか、いろいろ策を講じて、結局重要湿地を埋めるということになるのは、保護・保全を放棄するというふうに近いんじゃないかと思うんですけど、候補地 B について町はどのように考えておられるのか、もう一度回答をいただければありがたいです。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは質問にお答えしたいと思います。

まず先ほどもちょっと申しましたけれども、重要湿地の範囲については明確な線引きがないということから断言することはできないというのが実情でございます。それとともに、一部が重要湿地に含まれる可能性はあるものということは、これは認識をしております。その点を踏まえまして、ＪＲ東海には最大限の改変エリアの縮小検討、そして湿地環境への影響低減、これを求めていくということには変わりはありません。

ＪＲ東海は、候補地Ｂの置場をもともと要対策土の恒久処分を前提に取得の意向を示していましたが、今後その前提を変える協議に臨もうとしておりますので、その協議の中で、土地の取扱い等の活用も含めながら確認をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

〔６番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

６番 鈴木秀和さん。

６番（鈴木秀和さん）

最大限というのはゼロにしてもよろしいかと思しますので、そこも視野に入れて、Ｂには入れないというのが最大限の縮小だろうというふうに思しますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それからあと、トンネルの工事着手への関係ですが、まず今、第３回定例会で大湫問題について、事案の推移や県審査会の議論を見定める必要があるということで前回御答弁いただきました。審査会は既に８回を数えております。内容についてどのように見ておられますか。そして、美佐野についてどの部分を参考にされようというお考えがありますか。お答えをお願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは、御質問に関してでございますが、審査会ではこの先行事例としてリスク回避の示唆に富む議論がなされていると、先ほども申しましたけれども、認識をしております。

これまでの議論を通じまして、特に例えば地層の変わり目など、リスク管理が特に必要な区間におきましては、事前調査の実施とともに迅速な報告とデータの公表・開示、こういったものを求めていく必要があろうかというふうに思っておりますし、また著しい湧水量の増加時には、即時の工事中断といったことも含めて対応の検討・確認が必要というふうにも考えております。

また万が一、あつてはならないことですが、損害等が生じた場合については、代替の

補償、こういったものを用意しつつ、最初、元へのといったほうがいいんですかね。元への復旧を目指して住民理解を得ていく対応と、こういったものが必要になってくるというふうに感じております。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

そうですね。審査会、まさに町長のおっしゃるとおりだろうと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、第3回定例会、町として8月に井戸などの利用状況の調査をして、来年度に水位・水量調査をするというふうに回答されていますが、その調査状況の結果、また来年度に考えておられる具体的な調査とか場所とか、そういうものについて御説明いただければお願いしたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

今年度8月に本町が実施いたしました地下水等の利用状況調査でございますが、これにつきましては、これまでＪＲ東海が把握していた箇所に加えまして、これはちょっと専門用語になりますけれど、高橋の水文学的方法というものが審議会の中でも出たと思いますけれども、これにより、ＪＲ東海が設定した町内の地下水への影響が予想される範囲の部分でございますが、その外になります。個人では5世帯、井戸で7か所、沢1か所、事業所では3事業所で井戸4か所の地下水等の利用を新たに把握いたしました。これまで把握していた箇所と合わせますと、地下水等の利用状況といたしましては、井戸が42か所、沢の利用3か所、池が1か所、計46か所ということになってまいります。

本線トンネル工事に当たっての地下水等のモニタリング地点、あるいはモニタリング方法については、ＪＲ東海が今後作成いたします環境保全計画書等の中で定められていくということになってまいります。地下水等の事前調査は、現在もＪＲ東海によって実施されておまして、先ほどの方法により、地下水への影響が予想される範囲内の井戸等の地下水源のほか、その範囲外の周辺の代表地点においても水位、水量の調査が行われております。

来年度、本町は独自の現状把握として、水位、水量調査を予定しておりますけれども、調査地点については、把握した合計46地点の中からＪＲ東海で調査を行っております地点の重複を

避け、選定をしてまいりたいと思っております。また、この湿地の中からは数か所、現在の状況を記録把握する調査を考えております。

なお、調査地点となる井戸は個人所有になることもございますので、その情報については留意しながら、情報を公表する方法についても検討してまいりたいと思っております。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

今の御回答の中で、湿地の状況とか水量も含まれるという回答であったと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。再確認でございます。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

はい、そのとおりでございます。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

J R は、先ほどのウランの問題もそうなんですが、ないと結構言い切っちゃうんですね。ところが、先ほど申し上げたとおり、西尾（にしお）と書いて西尾（さいお）工区って春日井にあるんですけど、花崗岩がずっと続いていると思ったらなくなってしまっていて、工法が変わって5年も延びると。何を調べたのという部分があつて。

彼らは結構言い切ってしまうんですけど、本当にぽつぽつとしかボーリングをやっていないわけで、これは友人も言っていましたけど、やっぱり1キロ置きとか3キロ置きにしかやらないんで、その間はもう推測だと。したがって、掘りながら見ていくということで、今回掘りながら見ていったら、まさに花崗岩がなくなったと。それで工法が変わったので、5年もさらにかかるということですので。

先ほどもウランの話も出まして、そういう地層がないという前提でもう始まってしまうので、そうではなくて、あるかもしれないということで、ぜひJ R 東海には事前の調査というか、もう一歩進めた調査というのをお願いしていただきたいなというふうに思います。

J R 東海のリニア計画推進の3つの重視する点というのが御存じかと思いますが、これホームページを見ていただいても分かるんですが、J R 東海、3つのことをお約束してい

ます。工事の安全、環境の保全、地域との連携、この３点を重視し工事を進めると宣言しています。

ですからこの３点、特に環境の保全、地域との連携、この辺りについては十分に、やはり町側の要請、ちょっと過大になっても要望をしていかないと、やはり民間企業ですので、どうしてもコスト削減が優先する面もなきにしもあらずですので、ぜひそういう目で見て、要求をしていただきたいなというふうに思います。

決してこちら側から妥協する必要はないというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、この中断のめど、再開のめどをどのようにお考えかだけお聞きして、最後の質問にします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

質問にお答えしたいと思います。

先ほど審議会、８回ほど行われたということもございますけれども、なかなか進んでいないという実情も、議員も把握してみえるところだと思っております。何らかの、やはり検証、あるいはそれを踏まえた対策という部分が具体的に示され、これならばというところがある程度めどが立ってこなければというのは当然ございます。

ただ、やるべきところという部分の事前の把握であるとか調査であるとか、そういったこと、手をつけられる可能性があるとするれば、そういったものを進めていきたいというふうには思っておりますが、いずれにしても、そちらの結果、経過という部分を見据えながら進めていくことということになりますので、なかなか今、めどをこの時期からというのは立てにくい状況かというふうには思っております。

〔６番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

６番 鈴木秀和さん。

６番（鈴木秀和さん）

いろいろ御回答いただきまして、ありがとうございました。

中断をしているので、それこそ勉強する時間があるということですので、いろいろ調査、他市の調査とか、長野県では、橋脚の足元の土盛りの中に要対策土を埋めるということを言い出しまして、さすがに川に流れたらどうするんだと地元が大反対しているということです。あの手この手いろいろ考えていきますので、ぜひ御対応のほう、注視してやっていただきたいとい

うふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、鈴木秀和さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時45分といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問内容は、農業政策の今後についてでございます。

初めに、今回の一般質問で農業をテーマとした質問をさせていただくことですが、私自身、農業に関しては僅かばかりの水田や畑の農地を先祖の代から相続し、併せて、これも親から譲り受けた農業機械を古くなりながらも修理を重ねて動かし、体のほうもおかげさまで今現在は少しばかりの農作業なら自由が利く身ですので、見よう見まねで田畑の耕作作業を細々と続けております。

でも、この先、トラクターなどの機械が壊れて新規更新が必要となった場合、また体が思うように動かなくなったときを考えると、自分の子供たちも家を出て農業の跡継ぎがないことを思えば、いつ農業、個人での農地管理をリタイアするか、その潮どきを見極めておく。誰かに相談し、管理を委ねる約束を取っておく。そんな現実的な計画を抱いておくことが大切でないかと考えます。それは、私の地域の周りで同じように多くの農家、農地の所有者、大勢の方が思っていることだと、そんな思いで一般質問をさせていただきます。

さて、前置きはこのぐらいにして本題に入ります。

日本の農業の圧倒的多数は、週末や高齢者などの縁辺労働によって細々と営農する零細農家であると言われております。現在の農業生産技術体系では、効率的な営農を行うためには少なくとも15ヘクタール程度が必要であるとされていますが、我が国の農地の約70%は3ヘクタール未満という零細農家によって耕作されているとのことです。この傾向は、この地方、岐阜県、そして御嵩町においても同様であると思います。

そのような零細農家、農業者が何を思って耕作を続けているかと考えますと、耕作者自身のほとんどが60歳から70歳代の高齢で、この先、耕作活動を継承する次世代者、跡取りの確約もなく、機械器具や自分の身体が健全な間は何とか農業を続けるつもりだけれども、今後10年先には、これまで管理してきた農地をどうしようかという思い、将来に向けての課題がとても大きな不安となっている状況だと思います。

国、農林水産省は、地域の高齢化や担い手不足が全国的な課題となり、耕作放棄地の増加が心配される中、これを解決するために、5年後、10年後までに農地の集積を進め、地域における営農の中心的な経営体を確保して地域の農業を守り、持続していくことを目的として、人・農地プランの作成を推進してきました。

この計画プランは、地域で将来的に誰がどのように農業を進めていくのかを話し合ってつくるもので、具体的には、まず地域には担い手は十分にいるか、今後地域で中心となる経営体は誰なのか、その中心経営体へはどうやって農地を集めるのか、その地域においてどのような農業経営をしていくのかなど、地域の現状と課題を把握し、農地の集積・集約化についての取組方針を作成します。人・農地プランは、地域の農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年に開始され、平成30年度末現在、全国で1,583市町村において1万5,444の区域で作成されているとのことです。

でも、この中には、地域の話合いに基づくものとは言い難いものもあったようです。このため、このプランを真に地域の話合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施調査や話し合いを通じて、地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することによりプランの実質化を図り、令和3年度現在、1,437市町村において実質化された人・農地プランが作成されたと聞いております。

御嵩町においても、比衣地区、伏見地区、美佐野地区、送木地区、御嵩地区、中地区の6つの区域別の人・農地プランが作成され、公表されているようです。

では、質問の第1点目、町内の農業、これは水田農家とさせていただきますが、の実態について伺います。農家としての経営事業者数、零細農家、3ヘクタール未満の耕作者のことですけれども、その耕作者の数、農地面積、耕作放棄地等、できれば地区別の状況など分かるデータがあれば教えてください。

第2点目の質問は、町の人・農地プランについてです。

当町では、6地区別の実質化されたプランがホームページ上に掲載されています。作成されたこの実質化プランは、どの程度まで実践・実行されてきたのか、現時点でのプランに対する評価について伺います。

各地区プランには、農地の集約化方針として、中心経営体にある認定農業者が中心に担うとされていますが、農地集積はどの程度行われてきているのでしょうか。

第3点目の質問です。

農業経営基盤強化促進法が改正されて、令和5年4月から地域農業の在り方を示した人・農地プランが、地域計画に名称が変わったと聞いております。御嵩町においても、この地域計画策定に向けて動いていると思いますが、当制度の概要と現在の策定進捗状況についてお尋ねします。

また、策定途中であると思いますが、見えてきている課題等があれば、そちらも併せてお伺いします。

また、計画の実行者である農業者が自分たちの計画と思えなければ、どんな立派な計画であっても前に進まないと思いますが、計画の公表や実行はどのように行われ、進捗状況を検証していくのですか。

そして第4点目、零細農家への支援策についてお伺いします。

零細農家の農業経営、経営収支について、水田での稲作モデルとして試算をしてみました。農作業や肥料、農薬等の必要となる生産資材の経費を計算すると、自己消費を含めた米の収入金額をはるかに上回る状態、文字どおり赤字なんですけれども、こういった状態で農業を続けている計算となります。こうした零細農家を救援するための支援策というものはありませんか。国のホームページなどを拝見しますと、新規就農や農業法人、農地集積化に関する助成補助金メニューは多くあるようですが、今ある農地の大半の管理を下支えしている零細個人農家への経営維持のための支援メニューは見当たりません。地域農業を守るためには、現在、その根底基盤を担っている零細農家の経営を援助・手助けするような補助制度があってもよいと思いますが、どうでしょうか。

また、国や県でないのであれば、町による支援は考えられないのでしょうか。

以上、農業政策の今後、未来に関する質問について4点ですけれども、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、山田議員から農業政策の今後についてと題され、大きく4つの御質問をいただきました。それぞれについて私から御答弁させていただきます。

まず、水稻に関する最近の出来事からお話しします。

農林水産省によると、2024年産、本年の米、水稻の全国の作況指数は平年並みの101とされ、

その中で岐阜県も指数100の平年並みであるとの公表がされました。米の自給率はほぼ100%で、我が国の食料自給率に占める割合も大きく、日本人にとってお米は食料安全保障の要と言えるとの見解を同省は出しています。

ただ、米の生産者である農家、農業を取り巻く課題は多岐にわたります。その一例として、農業従事者の高齢化、後継者や担い手がない、それから新規就農者の確保、それに初期投資ができるか、農業ではなかなかもうからない現状。それから耕作放棄地の増加、特に集積条件の悪い山間部、不在地主の増加などが上げられると思います。この課題は全国的なものであり、本町の課題であるとも考えられます。

それでは、御質問をいただきました1点目、現在、町内の水田農家の実態について、経営事業者数、零細農家数、農地面積、耕作放棄地など、地区別の状況などのデータを示されたいについてお答えします。

数値については、農林業施策の基礎資料となる統計、農林業センサス2020からのものがございます。全体数値の後、地区別の数値を申し上げます。

農業経営体数168経営体、上之郷56、御嵩17、中49、伏見46。

続いて、耕地面積3ヘクタール以下の農業経営体、161経営体ございます。そのうち、上之郷54、御嵩16、中47、伏見44でございます。

農地面積は全体で244ヘクタール、上之郷52ヘクタール、御嵩24ヘクタール、中49ヘクタール、伏見119ヘクタール。

耕作放棄地については、統計資料に記載はございません。

続きまして、御質問をいただきました2点目、町が作成した人・農地プランについての評価、また農地集積がどの程度行われてきたのかについてお答えします。

人・農地プランは、農林水産省の施策による、農業者が話し合いに基づき地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村が公表しているものです。本町においては、平成27年度から令和4年度にかけて、同プランの取組に基づき、山田議員から御紹介いただきました町内6地区のプランを作成し、町ホームページ上で公表をしています。

同プラン作成地区の評価といたしましては、地域の方々の協力も併せ、中心経営体に集積が進んできたなど、一定の成果が見られたと考えております。

続きまして、農地集積については、同プラン作成と同時並行、またはそれ以前から集積を進めてきた経緯もありまして、前後比較が難しいため、現在の中心経営体による耕作面積を申し上げます。

比衣・伏見地区、約29.8ヘクタール、中地区、約20.8ヘクタール、御嵩地区、22.4ヘクタール、美佐野地区、約14.7ヘクタール、合計で87.7ヘクタール。これは農業センサスで申し上げ

た耕地面積244ヘクタールの約36%に当たる数値でございます。

続きまして、御質問をいただいた3点目、新たな地域計画について、制度の概要や進捗度、見えてきている課題、計画の公表や実行についてはどのように行うのか、今後の検証方法についてはお答えをいたします。

令和5年4月、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域農業の在り方を示した人・農地プランが地域計画へと移行し、同計画を策定することが法定化されました。地域計画のエリアの考え方は各自治体によって異なりますが、本町においては優良農地として守っていくべき地域として定めている農業振興地域農用地区域を対象エリアとしています。

地域計画には、目標地図の作成が新たに義務づけられました。その目標地図とは、10年後に目指す農地利用を色分けし、見える化するものでございます。現在、上之郷・御嵩・中・伏見の4地区において、地域計画の策定に向けて動いております。

上之郷地区においては、昨年度より先行して着手しており、地域での協議や目標地図案の取りまとめなどの確認ができている段階で、御嵩・中・伏見地区については、同計画策定に向けた地域の話合いを行っているところです。4地区とも今年度中の策定・公表を目指して進めております。

見えてきた課題につきましては、本計画は、10年後の地域農業の在り方を地域で話し合い、考えていっていただくというのが前提でございます。そこには、やはり農業の担い手が必要不可欠です。幸い本町には、各地区に中心となっていただく農業の担い手が存在しておりますが、この10年よりその先の未来については、やはりどのような絵姿になるのかが想像が付きません。農業を取り巻く課題解決については一朝一夕では難しく、今後、国や県が大きな方向性、施策を打ち出していかれるものと考えます。

目標地図を含めた地域計画は、縦覧後、速やかに公表をいたします。今後の検証方法につきましては、現時点では定められておりません。国からのルールづけはありませんが、必要に応じて、該当地域の皆さん、それから中心経営体などと協議しながら見直しを図っていくものと考えます。

続きまして、御質問をいただきました4点目、零細農家を支援する支援策はないかについてお答えします。

食料・農業・農村基本法は、1999年、平成11年の制定から四半世紀を経て、本年5月に初めて改正されました。その改正概要によりますと、日本の農業は大きな転換期を迎えているとの見出しをつけています。

1つとして、農村人口の減少が不可避との課題に対しては、農業者の減少等が生ずる状況においても、食料安全保障の確保の前提となる食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の

持続的発展が図られなければいけないとの旨が明記されています。現在の国の政策においては、農家数を維持していくというよりも、生産量を維持していくとの方向性であり、スマート農業の促進や農業の担い手への集積を進め、生産効率を求めていく施策が中心との認識をしております。

先ほど御紹介した地域計画自体も、担い手への集積を進めていくエリアや新規参入が可能なエリアを見える化するという側面もございます。現在の農業形態が守られているのは、小規模な耕作者の皆さんであることは認識をしておりますが、集積・集約して効率的な農業への転換を目指すというのが国の示す方向性であり、現時点で国等に個々の零細農家さんを支援する制度はございません。

個人の財産である農地を運用もしくは管理していただくのは、所有者の皆さん方の権限であり義務でもあること、また国の示す方向性に沿い、地域計画策定にも現在尽力しております。それらのことから、現時点で町独自に個々の零細農家を救援するための支援策を考えるのは大変難しい状況でございます。

ただ、既存の支援の中でも、個人や団体が構成した活動組織を対象としたメニューはございますので、農林課窓口でお尋ねいただければと存じます。農業を取り巻く諸課題につきましては、個々ではなく、地域の方々や中心経営体を含め、地域でこの先を考えていくことが肝要かと思えます。個人単位では、どうしても限界があります。地域単位での御活動、それから助け合いをしていただくことをお考えいただきますと幸いと存じます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

御丁寧な答弁ありがとうございました。

項目別に、ちょっと再質問を数点したいと思います。

まず農業、農家の実態についてですけれども、168経営体数が御嵩町であるというセンサスの数字なんですけど、この中で、年齢層や後継者の確保の状況を把握してみえるんでしょうか。例えば経営主が75歳以上であって後継者がいないとか、そういった状況について、町全体の数字でいいんですけれども、把握しておられれば、その数字をちょっと教えてください。それと、どう分析するかということについてもお願いします。

また、この項目について2点目ですけれども、耕作放棄地のデータが統計資料にはないということなんですけれども、増加傾向にあると推測されます耕作放棄地の適正管理指導については、

具体的な方策や町として実施している活動があれば教えてください。

以上、2点お願いします。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

今、再質問をいただきました経営体の状況の把握の中で、75歳以上の割合とか後継者の有無から、まずお答えさせていただきます。

まず、これにつきましても農業センサスによります統計数値でお答えさせていただきます。

経営主年齢の階層別の経営体数という項目がございまして、本町総計168経営体がございす中、まず30代については2経営体、40代は5経営体、50代は11経営体、60代は67経営体、70代は53経営体、80代以上は30経営体という年代別でございす。その中で、お尋ねいただきました75歳以上の経営体の割合は、全体の30.4%に当たる51経営体の数値となっておりますということでございす。

それから、もう一つお尋ねいただきました後継者の確保についてでございますけれども、これについても農林業センサスの統計数値でございすますが、5年以内の後継者の確保状況別経営体数という項目によりますと、総計168経営体のうち、5年以内に引き継ぐ後継者を確保していますとお答えになっておられるのは33.9%に当たる57経営体という数値でございました。

それから、経営体の分析とおっしゃいましたけれども、その前に耕作放棄地の件でございすけれども、耕作放棄地につきましては、原則、土地所有者により管理を行っていただくものでございす。その中でも、近隣農地等からの苦情等が寄せられた場合は、町農業委員会より適正管理を促す書面を土地所有者等に送付させていただいております。

ただ、それ以上の勧告、それから措置命令を行ったことはございません。なかなか具体的な方策は見当たらないというところでございすけれども、町農業委員会によりまして耕作者が見つかり、再度耕作が見込まれる耕作放棄地について、同委員会の皆様方によって、除草、それから耕起などの作業を行う活動を行っていただいております。

御紹介させていただく旨については、以上でございす。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

はい、ありがとうございます。

やはり経営体の高齢化といいますか、もうかなり進んでおるなというようなことと、跡取り

がないという状況、これはちょっと深刻な問題だと思います。たとえ34%が後継者を確保しておるということなんですけれども、それ以外は後継者がいないということになると、かなりこれは深刻な問題だと思います。

それと、耕作放棄地の管理については、農業委員会のほうでかなり尽力的な対応をしておられるということで、頭が下がる思いでございます。引き続き、この辺もよろしくお願いしたいと思います。

それと、人・農地プランの再質問なんですけれども、プランの中に農地集約化の方針としまして、中心経営体である認定農業者を中心に農地利用を担っていただくほか、既存の農業者や入作を希望する認定農業者、認定新規就農者の受入れを促進するとありますけれども、新規就農者等の受入れ促進というのは実際にありましたか。また、問合せ等があれば、その辺り、可能性についてもお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

再質問にお答えさせていただきます。

新規就農者の状況でございますけれども、直近3か年におきましては、水稻におきまして、お二方が新規就農されたという実績でございます。

また、今後の可能性につきましては、なかなかお答えに窮するところでございますけれども、就農相談とかあった際には、町だけでなく県、それからJAと連携をした相談体制を取っておりますので、新規の方にぜひ町内で農業等を行っていただければという思いは、町には持っておるというところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

2名あるということで、今後も引き続きPRといいますか、情報を収集しつつ、そういった可能性について御尽力願いたいと思います。

それと、地域計画についての再質問なんですけれども、地域の話し合いの中で、地域の担い手となります方を、可能性を含めて今後計画に見込んでおられるということなんですけれども、どれほど地域の中心になれる担い手が今後見られるのか、その辺りの希望的な観測はあるのでしょうか。

それと、この地域計画ですけれども、大変な計画だと思うんです。今後5年後先、10年後先を見据えていくということは。事務局も大変だと思いますけれども、無理なく来年の3月までにつくることが可能なんでしょうか。その辺りもよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、地域計画についての再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

今、お話を地域でしていただいている中で、中心となっていていただく経営体の数をお答えさせていただきますと、町全体では6経営体が見込まれております。地区別に申し上げますと、上之郷地区で2経営体、御嵩地区で1、中地区2、伏見地区1でございます。今後10年間でどのような変動があるのかは、定かではないところでございますけれども、現在の活動をしていただいております経営体は、町全体で6経営体でございます。

それから、地域計画の策定について御質問いただきましたけれども、先ほど私が御答弁させていただいた中で触れましたとおり、今年度中の策定、それから公表を目指して4地区の皆さん方と作業を進めているところでございますので、御理解いただければと存じます。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

それと、4点目の零細農家への支援策については、国による支援もなく、県もなく、町もなくということのお考えなんですけれども、実際の国の方向性が農業経営体の集積・集約化にあるということは理解するんですけれども、自治体で例えば零細農家への支援を行うと、その方向性に逆行するとは思われないんですね。国は転換を図るということなんですけれども、零細農家を早くなくして、潰して、集積化を図ろうとしているものではないと思うんです。

きめ細やかな行政主体として、基礎的な自治体である市町村にそういった支援策があってもいいのかなと個人的には感じます。ほかの自治体でそういった支援策があるところ、そういった事例はないんでしょうかね。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、零細農家への支援策ということで再質問いただいた中でございます。

山田議員が御質問の中でおっしゃってみえる経営維持のための支援メニューというもののうちの零細農家への救援、もしくは支援の事例については、見つけるところはございませんでした。幅広く見たつもりでございますけれども、本町以外、他自治体の事例を見つけることがなかなかできなかったというところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

大変ちょっと未来がないような、そういった御答弁でちょっと落胆しているんですけども、こういった農業政策について振り返りますと、過去の議会の一般質問では、平成28年第1回定例会で山田儀雄議員が農業の振興策と題しまして、法人化に向けた町の指導とか見直し、それと耕作放棄地の行政指導について御質問しまして、それに対して建設部長は、地域での話合いによる意思決定が最優先だと。古くからの農業の踏襲ではなくて、新たな農業を地域でつくり上げることが必要だということで御答弁をしておられるんですけども、あれから約10年が経過してきております。

何が変わったかといいますと、一部で農地の集約・集積化が進んできたということはある程度理解しますが、零細農家が手放した農地を、それを全てカバーしておるということとはとてもできていないと思うんです。例えば農業政策の、先ほど最新版で2020ということで、168あった農業経営体が5年前の2015では271あったということで、271から168ということで、61%になっておるんです。4割近くが減っておると。さらに10年前の2010につきましては345あったとされておりますけれども、約半数以下になっております。半分が農業をやめてしまっておられると。こういった大幅な減少をどのように捉えて、今後を模索すべきというふうに考えておられるのでしょうか。その辺り、ちょっと強い質問になると思いますけれども、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

なかなか厳しい再質問をいただきました。

今おっしゃった農業センサス上の中で、経営体の数が非常に少なくなっていることについては、数字上では認識はしているということでございます。ただ、分析につきましては、農業センサス上、あくまで統計でございまして、それが正確な数値なのかどうかというのは別の

議論といたしまして、数が減少してきていることは現実的な傾向であるという肌感覚は持っています。

先ほどの答弁の中で、農業を取り巻く課題を上げさせていただいた中で、全国的な課題であり、それについては本町の課題であると考えておりますと述べさせていただきました。その課題の一つとして、農業従事者の高齢化であったり、後継者、それから担い手がいないと上げさせていただいたというところでございます。これにつきましては、事業の窓口である農林課の窓口で個々の御相談をお聞きしたり、それから耕作放棄地の現地などを見る中で肌感覚として感じていると述べさせていただいたところでございます。

各経営体の経営状態まで含めた個々の詳細な分析は行っていないというところでございますけれども、これまで行ってきました人・農地プランをつくってきた折の地域での話合い、それから現在、地域計画を策定している中での地域での話合いの中で、やはりこの課題については当然出ていますし、もう一つ述べさせていただきました、なかなかやはり農業ではもうからない、これ以上経営的にやっていけないということはおっしゃっているというところが感覚としてはございます。

それらが、経営体数が減少してきている要因としては考えておるところでございます。これにつきましては、本町のみならず全国的な傾向ではあろうかというところでございます。ただ、それについてのカンフル剤となるような、今、当方の支援策というのは持ち合わせておりませんので、これについても、今後、国・県等の施策によるものが大きいのかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

はい、ありがとうございました。

農林水産省の地域計画に关しますホームページを見ると、「地域農業を守ろう」という見出しで、このままでは地域の農地が維持できないという危機感が表現されておるみたいです。零細農家、私も含めてですけども、こういった作業は何とか今までどおりの収穫を求めて農地の管理ができればよいという思いで続けております。

先ほどの耕地面積のデータから逆算しますと、水田耕作面積の64%を零細農家が管理しておられるということですけども、こういったところを今後御理解していただいて、農業政策を進めていっていただきたいと。農業振興係と、御嵩町には農林課にあるんですけども、もう振興策ではなくて保全策だけに終わっておるような、行政は施策者なんです。見守りや傍観者

であってはいかんと思うんですね。現状を維持するだけでは、今後衰退につながっていくと思われまます。

振興のためにも、未来を考えられるような、農家の多くが現実的な未来を展望できるような、こういった政策が今後望まれると思います。地域計画におけます目標地図というのが、ポップミュージックの未来予想図じゃないですけども、思ったことが今後かなえられていくような、そういった展望が描けるような目標地図になるように期待を込めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、山田徹さんの一般質問を終わります。

続きまして、12番 谷口鈴男さん。

谷口さん、申し訳ないんですが、この時間になりましたので答弁のほうがお昼にかかると思いますので、午前中は質問だけということでよろしいでしょうか。

12番（谷口鈴男さん）

はい。結構です。

議長（大沢まり子さん）

よろしく願いいたします。

12番（谷口鈴男さん）

それでは、さきに通告をしておきました県道多治見白川線に架かる御嵩橋の整備等についての質問をさせていただきたいと思います。

まず、これは県道に架かる橋でございますので、御嵩町として独自にどうこうというのは非常に難しい問題がございます。特に岐阜県におきましては、物流、観光、地域経済の継続的な発展と基礎となる道路整備、そしてまた災害に強い県土づくりの根幹となる道路整備、そしてもう一つは、地域の生活を支え、人に優しい安全で快適なまちづくりを支える道路整備、戦略的な維持管理の推進という基本的な目標を持って、県は岐阜県道路整備アクションプログラム2018年から2027年に向けての基本計画を持っております。これに従っての整備が最終的なものになってくるだろうと思いますが、まずその前に、御嵩町として町内に架かる重要な橋でございますので、それについて質問をさせていただきたいと思います。

ただいま申しました県道83号線多治見白川線は、御嵩町内のほぼ中央に位置して、南北に渡り、北は八百津町、南は可児市をつなぐ幹線道路で、地元では南北道路と呼ばれております。多治見市から可児市、八百津町を通り白川に至る主要地方道であります。この主要地方道というのは、平成5年に建設省から再指定されて、主要地方道という名称で私どもも使わせていただいております。

御嵩町の中心部を南北に通る国道21号線可児御嵩バイパスにアクセスし、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジへの利便性も高く、まさしく御嵩町の心臓部であり、大動脈と例えてもいいのではないのでしょうか。

また、県道多治見白川線は、岐阜県において緊急輸送を確保するために必要な道路、つまり緊急輸送道路に指定されております。緊急輸送道路とは、地震直後から発生する救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路であります。

岐阜県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において、県内の道路の重要な役割から1次、2次、3次に区別されておりますが、その中で多治見白川線は第2次に指定されております。近年では、平成28年度完成したやおつトンネル工事により御嵩町から八百津町に至る2.47キロメートルが整備され、災害時に有効に機能するネットワークの確保、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジへのアクセスが一層向上されました。

今さら申し上げるまでもなく、災害に強いまちづくりなど安全・安心の面で、産業振興や観光交流など活力を支える基盤としても、また通学路や医療機関及び福祉施設へのアクセスの整備など教育や福祉の面においても、多面的に町民の生活を守り支えているものであります。この道路は、戦略的に整備、維持管理を推進する必要があります。

多治見白川線が全てではありませんけれども、ほぼ車道部3メートル、自転車・歩行者道3メートル以上が確保されているようです。しかしながら、可児川を渡っている御嵩橋部分だけは正確な幅員は不明であります。本来の車道部分が狭められ、そこにマウントアップ方式の歩道が設置されている状況であり、いわゆる歩行者道というのは十分に確保されているとは言えない状況であります。

車道部に至っても、その南北の両側から幅員が絞られており、大型車の擦れ違いは見ているだけでも不安に感じるぐらいであります。普通自動車同士の擦れ違いでも気を使ってしまうほど十分な幅員を確保しているとは言えません。最近、橋の南側で自損事故が発生し、橋の欄干が破損したままになっている非常に危険な状態であります。

また、歩行車道は片側のみで、幅が1メートルぐらいかなと思いますが、歩行者の擦れ違い、自転車の擦れ違いは決して容易ではなく、危険性をはらんでいます。そして、この箇所は、小・中・高生が通学に使う通学道路であります。通学の時間帯は非常に混雑しているのをよく目にします。

令和5年3月の御嵩町内通学路の対策、御嵩町通学路交通安全プログラムでは、このように表記されています。県道多治見白川線、ガードフェンスはついているが、まだ幅員が狭く、歩行者や自転車の通行に危険であるため、橋側歩道橋を整備してほしい。これに対して対策内容

は、御嵩町から道路管理者への整備要望を継続していくとしております。

令和元年にガードフェンスが後から設置されており、また最近では、直近に横断歩道が設置されております。そのために車両の速度ダウンと注意喚起を狙って道路に舗装がされていますが、いずれにしても付け焼き刃であり、安心・安全と言えるような対処方法ではありません。

そこで質問であります。

1 番目に、御嵩橋の橋梁の建築年数、耐久力などの橋梁としての強度はどれぐらい把握されているのでしょうか。また、公共施設のインフラの老朽化、遅かれ早かれ迎えることになってきますけれども、今後この御嵩橋は何年ぐらい耐久性が保たれるのか、また耐震性があるのか、掌握している範囲でお答えをいただきたいと思います。

2 番目に、当該箇所は岐阜県道多治見白川線です。当然、管理者は岐阜県でありますので、御嵩町の道路行政としては、この御嵩町の大動脈とも言える重要な幹線道路をどのように捉えており、この整備にはどのような要望を行っているのか。このまま放置して過ごしていくのか、またはどのような手当てを今後望んでいくのでしょうか。

3 番目、管理者が岐阜県である以上、この道路に御嵩町が率先して手をかけることはできないことは承知しております。緊急輸送道路であり、重要な通学道路である御嵩橋を架け替えることによって、または側道歩道橋の整備、設置によって安心・安全な高規格なものにという強い気持ち、意気込みはありますか。その際に御嵩町は、財政負担を含めて、どのような負担がかかってくるのか、それを想定した試算等があれば教えていただきたい。

以上3点につき、地元の交渉や一部の工事に必要な財政負担は惜しみなく提供してでも、御嵩橋の架け替え、また道路改良は必要だと思いますが、御嵩町のみの問題・課題ではなく、岐阜県内、可茂管内の広域的なものだという物の捉え方の中で、町長のお考えをお聞かせいただければありがたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時といたします。

午前11時40分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、谷口議員から岐阜県道83号多治見白川線の整備についてと題され、大きく3つの

御質問をいただきました。

それぞれについて、まず私から御答弁させていただきます。その後で、総合的な観点から町長より見解を述べていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問をいただきました1点目、御嵩橋の建築年度や耐久性などについてお答えします。

御嵩橋は、谷口議員も触れてみえるように、主要地方道多治見白川線で、本町内の可児川を渡河する橋梁です。建設年度は昭和46年度、供用開始は昭和47年3月で、供用開始後52年を経過している橋梁です。

橋長は65.26メートル、幅員は7.8メートルです。構造はPC橋、プレストレスコンクリート橋で、プレストレスコンクリートとは、コンクリートに圧縮応力をあらかじめ人工的に加えることによってひび割れを防止し、従来のコンクリート構造よりも強度・耐久性に優れている構造体をいいます。一般的に橋の設計耐用年数は、おおむね50年から100年とされています。

法定により実施している橋梁点検の判定は健全度Ⅱで、4段階ある判断区分のうち2番目によい状態、予防保全段階で構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態となっています。この点検結果から見て、御嵩橋の現状は良好な状態であると認識しております。

続きまして、御質問をいただきました2点目、多治見白川線を町の道路行政としてはどのように捉えているか、どのような要望を行っているかについてお答えします。

同路線は、県道の主要地方道であるとともに、本町の都市計画道路古屋敷大庭線でもあります。市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めた御嵩町都市計画マスタープランで、同路線は広域幹線と位置づけ、本町と他市町村を広域で連携する機能を担い、道路網の根幹をなす道路としています。

また、本町の東西を貫く大きな幹線道路、国道21号及び国道21号可児御嵩バイパスと交差し、南北につなげる重要な路線であるとともに、東海環状自動車の可児御嵩インターチェンジへアクセスする物流面、人口交流面でも重要な路線であると捉えています。

続きまして、道路路線の整備についてどのような要望を行っているかについてお答えします。

毎年度、県当局、可茂土木事務所との行政懇談会を開催し、県管理施設で町内にある道路や河川などの整備・修繕などについて要望する機会、意見交換をする機会を設けています。本町からの同路線への要望は、御嵩橋の歩道改良と舗装修繕です。同懇談会には、お忙しい中、町議会議長にも御出席いただいているほか、町議会議員の皆様方に要望書面をお渡ししておりますので、内容等は御承知のことと存じます。

今年度の行政懇談会時には現地視察も行い、可茂土木事務所長をはじめ同事務所幹部の皆さ

んに本町の要望を現地で改めて御説明させていただくなど、御嵩橋の現況を確認していただきました。

また、行政懇談会のほか、多治見白川線改良整備促進期成同盟会を含む可児・加茂管内にある県道4路線の要望活動を行う場、四線促進期成同盟会通常総会においても、県当局、可茂土木事務所に対し、御嵩橋歩道改良の要望を行っております。今後においても、これらの要望活動は実施してまいります。毎年の要望活動により、事業の大小はありますが、河川の整備、堆積土砂のしゅんせつ、道路舗装・補修、歩道安全対策などを県に実施していただいております。

最後に御質問いただきました3点目、御嵩橋の架け替えに当たり、町はどのような負担をするのか、またその試算はあるかについてお答えします。

まず事業主体が岐阜県なので、一般的な手続としての答弁であることを御了承ください。

先ほど述べましたとおり、多治見白川線は都市計画道路です。その整備に当たっては、街路事業として採択された場合、県の行う建設事業に対する市町村の負担金を定めた規定によると、単独事業だと100分の20、20%の負担、公共事業として国事業に採択されると100分の10、10%の負担と定められています。事業費の試算については、これまでに試算等は町側に提示並びに情報提供されたことはありません。また、町においても独自に試算等を行ったことはございません。

以上3点、私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

谷口議員から御質問のありました橋の付け替えにつき広域的な視点での見解をということでございました。

先ほど議員がおっしゃったこともございます。それから、今、建設部長の答えもございましたけれども、多治見白川線、幹線道路として機能しておりますし、やおつトンネル完成後、交通量の増大も図られている重要な路線だという認識もしております。

また、緊急輸送道路として、いざ有事の際にという部分の活用方法、そういったことも含めて、広域的に見ても重要で、必要性のある高い道路だという認識でおるという前提の下でお話をさせていただきたいと思います。

まず一般的なお話として、全国的に橋梁をはじめとするインフラ施設は、高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されております。今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みと国土交通省も発信しており、老朽化していくインフラ施設を着実に維持管理・更新していくことが求められております。

橋梁の維持管理及び点検については、平成24年12月に発生いたしました笹子トンネルの天井板の落下事故に伴い、維持管理に対する社会問題をきっかけとし、老朽化対策の一つとして、平成26年度から全ての橋梁、トンネル、道路附属物などを対象に、5年に1回の施設管理者による定期点検が義務づけられたところでございます。この定期点検により、橋梁の状態を把握し、今ある橋梁を少しでも長く使うことが国の方向性であり、点検結果に基づく補修等を行うことで延命化を図っていくことが施設管理者が取り組む前提であるという認識でございます。

建設部長の答弁でもありましたように、御嵩橋の橋梁点検の判定は健全度Ⅱで、良好な状態であるという認識をしているところでございます。御嵩橋に関しましては、今後の展望においても、県当局に歩行者等の安全確保を求めていく考えでおります。

現状で健全な橋であることを前提に、現在の橋の状況であっても、視覚的な交通誘導や注意喚起などで歩行者等の通行の安全性を高める手段はあるものと思っております。要望時以外でも、施設管理者と意見交換や情報交換をしていき、都度必要な対応を取るようにしていきたいと考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

ありがとうございます。

ここで、橋自体はかなり健全な状態にあるという報告を、担当からも町長からも受けましたけれども、それはありがたいことであって、それと同時に、橋の規模、歩道設置等も含めた、そういう構造上の問題が問題であると。橋自体は確かに耐震性も、それからPC橋梁としての機能も非常に健全な状況にあることは私も承知しておりますけれども、要は歩行者、生活者の安全確保というのがほとんど無視されておるとというのが、一つ大きな問題であると。その点をどう考えるのか。

それからもう一点は、県土木との協議、これは中濃振興局の土木事務所との協議が定期的に年1回行われます。今年度も6月に行われておると思いますけれども、いろんな箇所の、県施設についてのインフラ整備を含めて、町からの要望は出されております。

しかし、これは毎年同じことの繰り返しであって、そこでどういう協議がされ、どういう展望が開けてきておるのかということについての報告は一切ございません。ただ、私どもは資料としては要望書をいただいておりますけれども、その要望書の内容については、例えば舗装改良をやっていただきたいとか、歩行者の安全を確保していただきたいという単なる要望だけであって、実際一番大事なのは、現地視察は先ほどやりましたということではありますが、現場を

確認しながら、その中で町として、まして都市計画道路に指定しておる道路でありますので、本当に住民の安全確保ができておるのかどうか。そういう視点から、県の1,700キロに及ぶ骨格道路の一部でありますけれども、重要な橋梁としての位置づけと、さらにその安全性、そして改良計画というものをどの程度まで論及されておるのかということについて、できれば教えていただきたいと。

まず取りあえずこの2点について、報告をしていただければありがたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、今、再質問をいただきました事柄についてお答えさせていただきます。

まず行政懇談会において、町のほうからこの御嵩橋に係る要望をさせていただきました。御嵩橋というピンポイントもございますが、多治見白川線として、先ほど答弁の中で申し上げましたように、舗装修繕と、それから御嵩橋の歩行者の安全確保という2点を要望させていただいておるところでございます。

まず舗装修繕につきましては、多治見白川線の町内、大庭台のエリアの中で修繕をしていただいております。それは年次的に行っていただいておりますので、現地を御覧になっていらっしゃるのかと存じます。

それから、御嵩橋に関することでございますけれども、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、現地で直接、可茂土木事務所長をはじめ県の幹部の皆様方に現状を見ていただき、歩行者の状況も御説明させていただき、歩道の幅員についても現地を見ていただいた中で確認をしていただいたというところでございます。

これにつきましては、少なくとも長年要望を続けておりますので、内容的には変わりはありませんけれども、県の幹部の皆様方も御異動で替わっていらっしゃるということもございますので、初めて御嵩橋の状況を確認されたという方もいらっしゃいます。その中で、行政懇談会の中において、可茂土木事務所から御説明があった概要を一部御紹介させていただきます。

御嵩橋に関して、歩行者等の安全性を高めるために様々な検討はしているというところがございます。橋側歩道橋の整備を仮にしたとしても、都市計画道路で計画している計画の幅員を満たすことができないというのが大きい要因であり、物理的、また予算面でも、歩道部のみを拡幅することは非常に厳しい状況だと。車道部への注意喚起などを優先に実施していきたいという可茂土木事務所からのコメントをいただいているというところがございます。以上です。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

すみません。大変失礼いたしました。

今、協議内容のことはお伝えさせていただいて、今の交通安全対策のことについてだったと思います。ちょっとメモを取るのが遅れてしまいまして、大変失礼いたしました。

今の交通安全対策、今までの交通安全対策というところも含めてでございますけれども、今、車道部にも視覚誘導として車両といいますか、車の運転手が安全に通行できるよう、それから歩行者、歩道が認識できるような路面標示というものが施されているというのが1つ。

それから、大きい矢印等で、これもいわゆる視覚誘導でございますけれども、車両運転者に対してコースといいますか、方向を誘導するようなものが施されております。これについては過去からも実施をし、必要とあればカスタマイズといいますか、さらにプラスを重ねて今ある姿になっておるかと思います。先ほど御紹介させていただきました県当局のコメントについても、今施している安全対策について、さらにできることがないかということは検討していただいているというところでございます。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

要は、ほとんど手をつけていないというのが現状だと思います。確かに、県との懇談会等を通じて要望書は毎年出されております。それも内容もほぼ同じようなものが、もう何十年と出されて継続されております。

しかし、進展がない。ここに問題がある。一番大事なのは、部長が一番よく分かってみえます。これは県の所轄の問題ですので、町のほうからの働きかけというのは非常に弱い。けれども、一番大事なのは、町の中心部を通る大動脈です。もちろん車優先であることは、これは県の道路行政の中でも、当然その優先順位からすればですけども、車優先だからこそ安全対策が、さらにそれに輪をかけて優先でなきゃいけないんじゃないかと。

御嵩町は、もう少し県に対して、いわゆる県土木に対して、本当にこれが緊急輸送道路であり、地方の主要地方道路であるという位置づけをしておるのならば、当然そこにおける生活者の安全確保、これがまず並行して確保されていかなきゃいけないというふうに思います。

あそこは橋の構造からしても、本来はあそこに盛って歩道をつけておりますけれども、あれがなくて普通の車道の直線道路になるんです。それ以外に歩道を、横に2メートルないし3メートルの歩道を確保する。これが一番地域にとって必要でありますし、安全な道路対策であると思っています。その辺の認識の欠如があるんじゃないかなということを、この質問の中で訴

えてきたつもりであります。

その辺のところを特に、町長にここでお伺いしますが、町長は元県職員でありますし、県の強靱化対策の中での道路行政というのは当然もう熟知しておられるお立場であります。そういう中で、この県道の橋脚の整備、拡幅、こういうものに対して、町長としての思い、それから今後どのぐらいの度合いで対応していただけるのか、その思いを町長のほうからちょっとお聞きしたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問に対してということでございますが、まずもって町の立場ということの首長でございますので、県の見解というのはなかなか述べることは難しいというのは前提でございますけれども、当然先ほど、例えばこの多治見白川線についても期成同盟等があって、4線ともに含めて県のほうに沿線市町のほうから要望が出されております。それは当然、道路拡幅・改良等も含めて、あるいは安全対策としていろんな要望が出されているのが事実でございます。

当然ですけれども、国庫採択、公共事業としての事業、県事業としての単独事業、そういったものの箇所数であったり、当然それに伴う予算等もございますので、その中で優先順位をつけながら、より安全性を高める方策ということを県が判断しながらやっているというのが実情だというふうに思っておりますので、我々としては少しでもその優先順位を高めながら、引き続き求めていくということを取り続けることしかないかなというふうに、今のところは思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

ありがとうございます。

県の立場からすれば、県内県道1,700キロにわたる道路を、道路行政を推進していくという中で、細部についてそれぞれの町村からの要望というのは、これは優先順位云々以前の問題で、ほとんど取り上げていただけないのが現状じゃないかと。だけれども、本当にやはり地元にとって必要な事項については、やはり執拗に県に対しても働きかけをしていくというのは大事だろうと思います。

特に御嵩町は、これから川南の開発を施行するという立場であります。そうすると中村大橋

しかり、今の問題にしております御嵩橋しかり、橋に対する安全対策ってほとんどできていない。要は、南北の都市計画で立てられておる道路の整備というのはほとんどできていないのが現状でありますので、今まではどちらかというと箱物行政で推進してきましたけれども、一番の基盤整備と住民の生活の安全・安心、これを中心的に町政の方向転換をしていく必要があるんじゃないかなと。

その一環として、あえてこの御嵩橋の問題を出したというのが本音でありますので、都市計画道路につきましても、これはもう当然見直しをかける必要がありますし、都市計画マスタープランについても、これも相当以前の計画がそのまま残されておって、ほとんど実現されていないのが現状でありますので、その辺のところの見直しも含めて、地域のインフラ整備に傾注していただければありがたいということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで谷口鈴男さんの一般質問を終わります。

続きまして、2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

お願いします。

私からは、外国人観光客に町内でお金を使ってもらう施策についてという、いつにも増して直球のタイトルで質問させていただきます。

御嵩の魅力の発掘・再発見というフレーズをよく耳にします。他の議員さんの一般質問でもよく出てきますし、みたけファンクラブ「Take-Mi」もこれが大きな目的の一つかと思います。あるいは、まちづくりの取組をされている方、商工関係の方と情報交換をしていますが、必ずと言っていいほど、このフレーズが出てきます。

御嵩の魅力の発掘・再発見をすることで、町民が地元に誇りを持てるようにするというのも一つですが、これらを外部にアピールし、他地域の方に知ってもらい、訪問につなげたい、つまり観光客を増やしたいという意図も大きいと思います。

今回は観光客誘致という観点で、特に外国人観光客を増やすための取組としての御嵩の魅力の発掘・再発見における課題や対策について質問をさせていただきます。

御嵩駅から上之郷方面に向かってリュックをしょって歩いている外国人の方々を目にすると、ほほ笑ましく、うれしくなるものです。御嵩の自慢である自然豊かな景色や寺院、中山道などの守られてきた歴史的な遺産をじっくりと楽しんで思い出にしてほしい。そして、できれば国に帰ってから友人・知人に日本の岐阜の御嵩というところに行くべきだと宣伝してほしいと願わざるを得ないわけですが、最後に必ず湧き上がってくる感想があります。それは、御嵩に外

国人観光客が幾ら増えても大してメリットがないのではということです。

確かに彼らが楽しそうにしている姿を目にすることはうれしいことですが、残念ながら御嵩には観光客をターゲットとした飲食店や宿泊施設がほぼありません。つまり、観光客が増えても町にお金を落としていってもらえないのです。町民の方とインバウンドについて話をしても、でも飲食店がないからね、そうなんだよねで、いつも話が終わってしまうのです。

来訪者にお金を落としてもらえない、つまり経済的なメリットが見込めない以上、町が主導するインバウンド対策も実りのないことだと思わざるを得ないですし、私自身の議員としての取組としても優先順位を上げることは難しいなと考えていました。

ところが、先日、この考えを改めるに至った経験をしました。半年ほど前、5月のことですが、ベトナムのハノイに旅行に行きました。私はふだん海外旅行に行ってもほとんど観光地には行かず、現地の食べ物を食べたり、市場やスーパーマーケットを歩いたり、ローカルの雰囲気を楽しむことをメインにしているのですが、今回は現地で友人と合流することにしたので、ちょっと観光に行ってみようかということになりました。

そこで、ネットでいろいろ調べているうちに見つけたのが、Klook（クルック）という旅先体験予約サイトです。Klookは香港で2014年に創業し、現在では世界2,700か所以上の53万件を超える商品を180か国以上のユーザーに販売しています。日本法人もあり、JTBやJR西日本、小田急電鉄と提携するなど、コロナ以降の旅行のニューノーマルを先導する存在となっています。もちろん、検索から予約まで全て日本語でできます。

さて、私はこのKlookというサイトで、ハノイの近くにある世界遺産チャンアンでの川下りを楽しむ日帰りツアーを見つけ、申し込みました。朝7時半にハノイの町なかに集合し、少し豪華なマイクロバスで片道2時間半、道中にある東南アジア最大の寺院でのガイドツアー、名物のヤギ肉料理の昼食、そしてチャンアンでの川下りなど、夜7時のハノイでの解散までたっぷり楽しんで、1名当たり6,500円でした。

結果、このツアーは、私の今までの旅行の中で最も思い出深いものの一つとなりました。訪問した観光地はいずれもすばらしいものではありませんでしたが、何より体験として価値を感じたことは、現地で世界各国から来た観光客と一緒にバスに乗って行ったということでした。日本人は私と友人の2人だけ、あとはインド人、韓国人、イギリス人、イタリア人などの20名弱の団体でした。英語ガイドのツアーでしたが、観光地の歴史などの難しいことはグーグルで調べれば済みますし、集合時間などさえ聞き取ることができれば十分に楽しむことができるだろうと思いました。

ツアーの後、あまりの楽しさに味をしめ、Klookで次に行きたいところを探していると、日本の様々なツアーも掲載されていることに気づきました。ツアーというと、私が参加したも

ののようにどこかの観光地などに訪問するイメージがあると思いますが、そうではなく、いわゆる体験アクティビティー型の類いのものが非常に多く掲載されています。やはり東京、大阪、京都などが多く、文化体験というジャンルで絞り込むと、着物を着る体験、陶芸などのものづくりの体験などが人気のようでした。その中で目を引いたのが、料理教室というジャンルです。一番人気と書かれている東京浅草でのすし握り体験は、予約履歴3,000件以上、口コミも300件ほどあり、所要2時間弱、料金は1名9,000円で、外国人の方が楽しんでいる様子を写した写真が大量に掲載されています。その他、ラーメン作り、ギョーザ作り、弁当作り、家庭料理などもあり、いずれも口コミの評価はとても高く、単価も1万円を超えるものが多いです。これらを見たとき、御嵩にもチャンスがあるのではと思ったのです。

さて、ここで少し仕組みの話をしてしたいと思います。

Klookのような世界中のツアーを検索し予約できるサイトはOTAと呼ばれ、これはOnline Travel Agentの略ですが、つまり実店舗を持たずネット上だけで完結する旅行代理店というジャンルのものです。Klookは体験アクティビティーに強いOTAですが、例えば宿泊予約であればBooking.comやExpedia、AgodaなどもOTAであり、使ったことがある方も多いのではないのでしょうか。

体験アクティビティー型のOTAでいうと、Klookはアジア最大。同じアジアだと台湾発のKKday、世界最大級でいうとオーストラリア発のViatorやドイツ発のGetYourGuideなどがあります。そして、日本国内では楽天トラベルエクスペリエンスというサイトなどがあります。

OTAを活用するメリットは非常に多いです。まず体験ツアーを企画しても、それを多くの人に、ましてや海外の人に知ってもらうことは非常に困難です。有名な観光地ならまだしも、国内でも知られていないような地名なら不可能に近い話です。OTAなら、名古屋や高山などの有名な観光地に来ようとしている人が、そこでのアクティビティーを探したときに、近くの御嵩というところではこんなアクティビティーもありますよと提案してくれます。つまり、御嵩を知らないけれども、たまたま近くに来る予定がある人に自動的に営業をしてくれるのです。

また、何か御嵩のアクティビティーを申し込んだ際に、一緒にこんなアクティビティーも申し込みませんかという提案もしてくれます。それにより、1人の観光客が落としてくれる金額が増えます。そして、決済やキャンセル対応も非常に楽になります。通常、申込みの時点でサイト側で支払いが完了しますから、ツアー当日にお金のやり取りをする必要がなくなりますし、もしキャンセルがあつて来訪されなかったとしても、設定によって指定の金額を受け取ることができます。

当然OTA側に手数料を支払う必要がありますが、通常は売れた分の15から20%ほどの金額

を取られるだけで、掲載させるための費用や月額費用などはかからないサイトがほとんどです。つまり、リスクはほぼゼロで始められると言えるでしょう。

ちなみに、今回の話とは少しずれますが、OTAの活用は外国人観光客だけでなく国内の観光客誘致にも、特に今後は少なからぬ好影響があると考えています。

これら様々なメリットを考えると、ツアーやアクティビティーを販売するならOTAを活用しない手はないと言わざるを得ない完成度の高い仕組みになっています。

では、御嵩の話に戻しましょう。

これら様々なOTAサイトを調べていくと、岐阜県内にも小さな文化体験パッケージをつくり、世界に発信しているところを多数見つけることができました。関での刃物作り体験、高山での書道体験、下呂での日本酒テイastingなども面白そうですし、中には白川郷のおばあちゃんと一緒におにぎりの作り方を学びましょうという1時間4,000円のアクティビティーまでありました。4,000円あればコンビニでおにぎりを30個ぐらい買えるわけですが、旅行者の方にとっては、おにぎり1つ2つという物の価値ではなく、日本の風情ある建物で地元のおばあちゃんから教わるという体験にそれだけの価値があるということなのでしょう。

この考え方を踏襲すれば、御嵩でもできることがたくさんあるのではないのでしょうか。そば打ち体験や野菜の収穫体験、それこそおばあちゃんによるおにぎり作り教室も、御嵩でもできそうです。食べ物に限らず、陶芸体験もできそうですし、あるいはお寺で武士の格好をするコスプレ体験や、道着を着て剣道体験なんていうのも、外国人の方には楽しんでいただけるのではないのでしょうか。

アメリカでは、軽トラックがブームだそうです。農道や林道を御嵩の町民車とも言える軽トラで走るだけでも、すごく価値を感じてもらえるかもしれません。このような体験であれば、工夫次第で幾らでもつくることができると思いますし、物の価値にとらわれない高付加価値・高単価のサービスとして販売できると思うのです。

また、御嵩には、英語だけでなく、ベトナム語、中国語、ポルトガル語を話せる人も少なくないはずです。観光ガイドだけでなく、あらゆるアクティビティーを様々な言語で提供していけば、外国語を話すことができる町民の活躍できる場面も広がります。御嵩の豊かな自然や寺院、古民家などの環境を最大限活用し、御嵩の人を活用していけば、既存のものではない、今までとは違った視点での御嵩の魅力の発掘、再発見ができると思うのです。

では、これを踏まえて、まず確認の質問をさせていただきます。

現状、町でも観光客誘致のための様々な取組をし、またそのために予算も使っていると思いますが、来訪された方々になかなか町内でお金を使ってもらえないということについて、どのように考えられているのでしょうか。

また、その対策としては、何か検討や取組はされているでしょうか。今回、この課題の解決策としてO T Aの活用のお話をさせていただきましたが、本年3月には、茨城県とK l o o kが茨城への誘客促進に向けた連携に関する基本合意をするなど、実際に自治体とO T Aの連携も始まりつつあります。御嵩町の規模では、O T Aとの提携まで行くと話が大き過ぎますが、私はO T Aの活用はなるべく早く、ライバルが少ないうちに始めたほうがいいと考えています。なぜなら、O T Aに掲載するツアーやアクティビティーの成約率は、参加者からのレビューに大きく左右されるからです。ライバルが少ないうちに頑張ってなるべく多くのレビューを集めておけば、後からライバルが増えてきてもなかなか追いつかれないということです。

とはいっても、何もしなければ御嵩町でO T A活用が進んでいくことはありません。町が主導して、町民の方々にO T Aの存在やその可能性、活用方法について知らせめたり、O T Aを活用したい方のサポートをしたり、あるいは取りまとめてツアーやアクティビティーの登録を代行するなどの後押しが必要であると考えています。

そこで、次の質問です。

町としてO T Aの活用を推進していく考えはありますか。

観光客は増やしたい、でも増やしたところでなかなかメリットを享受できないという現状をこのまま放置すれば、Take-Miで取り組んでいる関係人口を増やすという機運も遅からずしぼんでしまうと思います。これを踏まえて、以上、御答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

それでは、1点目、2点目の質問についてお答えいたします。

初めに、御嵩町への外国人観光客の来訪状況についてお答えいたします。

御嵩駅前にある御嶽宿わいわい館でのカウントによると、コロナ禍により一旦ゼロ人となりましたが、コロナ禍明けを境に回復し、昨年度は290人、今年度は11月末現在の数値にはなりますが、307人と再び増加傾向にあります。リュックを背負い、単身あるいは数人で町内を歩く外国人ウオーカーの姿は日常見かける姿でして、中でもグループツアーは人気のようです。

現在のところ、御嶽宿を起点とする中山道の外国人向けウオーキングツアーは3社で実施され、土日・平日に関わらず、特に秋シーズンはたくさんの外国人ウオーカーが訪れているところです。

それでは1点目、現状についてですが、先日、外国人観光客の動向と実情を把握するため、町職員が外国人ウオーカーのツアーに同行し、御嶽宿から細久手宿まで約12キロを一緒に歩く

機会を得ましたので、その一部を御紹介いたします。

同行したのは、オーストラリアから訪れた外国人ウオーカーの夫婦4組、計8名。先に京都など幾つかの観光地を回った後に、中山道ツアーを訪れています。ツアーの行程は、御嶽宿を出発し、歩いて瑞浪市にある細久手宿を目指し、到着以降、県内外を通り7日間をかけて長野県塩尻市にある奈良井宿をゴールとするもので、ツアーの代金は1人50万円近くを支払い、1日目の目的地である細久手宿に到着後は、本町内にある鬼岩温泉の旅館に宿泊し、翌日ウオーキングを再開していくものでした。

彼らの動向を見てみますと、御嶽宿わいわい館でコーヒー等を注文する方は一部分であり、また行程先の店舗等でも出費は最小限に抑え、途中の茶屋等で飲食・出費することもありませんでした。

これとは別に、中山道を擦れ違う外国人ウオーカーの様子を見学する機会がありましたが、単身者はガイド図を手にする様子もなく、ツアー参加者はガイド先導の下、身軽な様子であった、ともに行程中に商品等を購入した様子は見受けられませんでした。

これらの例が示すとおり、本町を訪れる外国人観光客の特徴は次のとおりではないかと見立てております。すなわち、彼らは少人数単位で行動し、日本の伝統や歴史的な文化的要素を好み、ある程度日本旅行に慣れた富裕層であること。本町への訪問は単独観光の目的ではなく、通過ルートの一つとしての扱いであり、スケジュール管理の中、あらかじめ決定ルートを持ち、散策・滞在に充てる時間は少なく、ウオーキング自体を目的とし、物の購入や出費については抑制的な傾向にあると分析をしております。

次に、2点目、外国人観光客に町内でお金を使ってもらうための検討や取組についてですが、先ほど申しました、こういった外国人ウオーカーに消費してもらうためには、彼らの時間を割いてでも立ち寄りたいと思わせる、とどめる戦略が必要であると考えます。

幸い本町には、御紹介したとおり、既に外国人ツアーの行程が存在し、また個人の観光客にも訴求できる歴史の香る中山道と有望なショップもあります。現在、県の観光補助金を活用しながら、中山道のブラッシュアップ事業に取り組んでおり、本事業では外国人ウオーカーにもアピールできるよう、中山道沿いの3ショップのほか、沿線の各種スポットや御嶽宿、伏見宿、鬼岩温泉などの歴史観光スポットを紹介する二次元コードで見られる英訳付きのショート動画を制作し、デジタルマップあるいは紙マップにして公開・配布していく予定としております。

加えて、これからさらに町内で消費してもらうためには、まずは彼らのニーズを探る徹底的なリサーチが必要と考えます。ツアー会社が町内のルートでどのような内容を求めているのかを把握するため、ツアー会社やツアーアテンド、通訳者とじかに聞き取りを行う場を設けたいと考えております。

さらに、外国人ウォーカーにも直接確認できれば効果的ですので、連携協定を結んでいる東濃高校や東濃実業高校の生徒の協力も得て、英訳アンケートに答えてもらうことも検討してまいります。

その先には、ツアーに組み込むことが可能な既存の商品や体験メニューなど、先方のニーズに合った提案を探る中で、商品開発や体験メニューが展開され、あるいは新たなツアーとして造成してもらえよう働きかけるなど、段階を踏みながら進めていくことが必要であると考えております。

私の答弁は以上とさせていただきます。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

私からは、3点目、OTAの活用推進についてのお答えをさせていただきたいと思います。

現在のところ、町内で体験ツアーや体験メニューを提供している事業者は少ないというふうで認識をしております。また、飲食や宿泊できる場所が少ないことも課題であると感じております。

他方で、素朴かつ魅力ある本町ならではの商品づくりや体験でき得る場所は、町内にたくさんあると感じております。

OTAサイトに目を向けますと、各地で工夫を凝らした体験ツアーやメニューが企画・掲載されており、そういったアイデアは民間事業者の自由な発想によるところが大きく、かつ持続性のある取組につながっているのではないかとこのように思っております。

したがって、新たに体験ツアーやメニューを企画・提供しようとする方には、商工会と連携し、創業や事業化に対する支援をしていきたいというふうにも考えております。

また、ファンクラブでの告知やモニターツアーにおける仕組み、ふるさと納税の返礼品としての提供など、PRの面でも協力できるというふうに考えております。

一方、OTA自体の仕組みはハードルが高くなく、ほぼ完成形で完結型の仕組みになっているとの認識は議員と同じでございます。もし、提供し得る事業者が、OTAへの掲載・活用についてハードルを感じているのであれば、町の副業人材活用事業補助金の利用を促し、サポートに必要な専門知識やデジタル技能を有する副業人材を使っていただくこともできますので、ぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

OTAの活用は、体験メニューの誘客には効果的な手法であることは間違いありませんので、事業者や団体には、OTAの仕組みの説明や活用のメリットについても紹介をしていきたいというふうに思っております。

なお、町内には営利の事業を目的とせず、商品としての体験ツアーやメニューを単体で売り出す規模や組織を持たない事業所や団体も多いことから、そういった場合のＯＴＡの活用については、当該取組を上手にコーディネートし、商品化していく受皿的な組織も必要であり、町内ではまちづくり会社や地域づくりの団体がその可能性を持っているかと思われるため、連携や支援の拡充について図っていきたいと考えています。

〔２番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

２番 広川大介さん。

２番（広川大介さん）

御答弁ありがとうございます。

町内には、まちづくりに興味があって、いろいろ取り組まれている方が多数いると思うのですが、実際ＯＴＡの存在というのはそれほど知られていないんじゃないかなと。私自身も、今回の質問をつくるときにようやくしっかり調べたぐらいですので、あまり知らない方も多いと思うんですね。

まずそういった方々、まちづくりに興味がある方が集まる場ってたくさんあると思いますし、町の行政側の方と触れ合う機会も多数あると思うので、そういったタイミングで、こんなこともあるんで検討してみませんかみたいな提案があってもいいかなと思うんですよ。そういったことができる可能性というのはあるんでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

御答弁させていただきます。

先ほどの御質問ですが、先日、既に御嵩町内のところの事業者さんと話す中で、別件で話す機会があったのですが、すばらしい体験メニューを持っていらっしゃるのでＯＴＡといった手法というのもありますよということをお伝えさせていただいたところ、興味を持っていただきました。そういった、地道ではありますが、１つずつ説明をお伝えしていった、メリットとかそういったものを伝えていくのが有効なんじゃないかなというふうに考えております。

〔２番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

２番 広川大介さん。

２番（広川大介さん）

ありがとうございます。

既に取り組んでいただいていることということでうれしく思います。

引き続き、そのような取組を続けていただければ、何か面白い体験メニューができれば、町民の方もそれを面白いと思っていただいて、広めてくれるとか、あるいは自分も作ってみようと思うような話が広がる可能性もあるんじゃないかなと思うので、ぜひ引き続き取り組んでいただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、広川大介さんの一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

8 番 奥村悟さん。

8 番（奥村 悟さん）

最後の質問者になりました。

それでは、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、大項目 1 点、御嵩町認定名木等の保全について質問をさせていただきます。

先日、願興寺を訪れ、鐘楼門をくぐって左の林を見たとき、「御嵩町指定名木シダレザクラ 平成10年 4 月15日」と書かれた標柱を見つけました。標柱の前には、樹齢何百年はたっているしだれ桜があり、見るとかなりの古木で、これからも風雪に耐えていつまで生き続けられるのか、手入れはされているのか、名木に指定されている木が保全され、春には開花し、いつまでも皆を楽しませてくれるのか、とても気になりました。

そこで、名木をネットで調べてみました。そこには、巨木または古木、珍奇で奇妙な木、由緒ある木、歴史上または学術上貴重な木、風致上不可欠と認められる木、観光資源として保護すべき木の総称とありました。

日本全国で、巨木・古木を保全しようという動きは、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、これは昭和37年法律第142号になりますけれども、に基づき、風格のある緑の都市景観を形成する上で重要な役割を果たす樹木を、保存樹、保存樹林として指定したのが始まりです。この法律の規定により、市町村長は都市計画区域内の樹木について、保存樹または保存樹林として指定することができ、その場合は標識を設置することとされています。

保存樹の毀損や滅失に関する罰則、その他細則については、各自治体が条例等で定めることができ、条例では保存樹・保存樹林について法律の指定範囲を超える対象を指定できることとしているため、条例独自の保存樹・保存樹林を指定している自治体もあります。

法律に基づく指定では、令和 5 年 3 月31日現在、全国27都市において保存樹は3,545本、保存樹林は293件で、その面積は119.25ヘクタール、生け垣等は28件で、延長1,370メートル指定

され、条例に基づく指定では、令和5年3月31日現在、全国358都市及び3道県において、保存樹が5万7,307本、保存樹林が7,222件で、面積は3,548.03ヘクタール、面積を把握していないものを除いております。生け垣等は4,009件で、延長16万1,960メートル、これは延長が不明なものを除いておりますが、指定されています。

このように全国の市町村で名木を指定し、巨木・古木の適切な保全を図り、次世代に引き継いでいく動きが始まっています。それらの動きからなのかは分かりませんが、本町でも1997年、平成9年に町民の自然保護への関心を高めるため、町内に存する銘木等を認定する目的で御嵩町名木等認定要綱を制定し、数多くの名木等を認定し、現在に至っています。

しかし、最近では新たな認定に向けての情報発信もなく、ホームページや広報紙などでも紹介もされず、御嵩町環境基本計画第3次改訂版には、名木等の保全として町の名木等に認定された歴史的・生態的な価値がある樹木などについては、所有者などにより保全されるとともに、住民の自然保護への関心を高めますとして、名木等に認定した文化財を守ることをうたっているにもかかわらず、所有者または管理者がどのように保存しているかの実態把握や、町民の方に関心を持ってもらう工夫がなされていないのではないのでしょうか。

また、所有者または管理者の義務として、木を守るために枯損の防止や病虫害の防除など管理・保全に努めなければならないことから、負担にはなっていないのでしょうか。樹木は生物の中でも最も長生きすることで知られ、日本では屋久杉に樹齢3,000年を超えるものがあるといわれています。寺や神社など身近な場所で長い年月にわたって私たちと共に生き続け、ふるさとのシンボルとなっている巨樹・名木が数多く存在しています。このような巨樹・名木は、100年以上の間、安定した環境の下で生育してきたものであり、古くから地域住民に親しまれ、人々の生活と密接に関わってきました。

今では、樹木自体の素質、病虫害などの生物的要因や急激な社会情勢の変化に伴って、樹木を取り巻く環境が変化し、樹勢が衰退したり、樹木に対する知識が不足していることから不適切な管理や周辺整備が行われ、樹勢が弱っているのではないかと考えます。巨樹・名木を保護保全していくためには、常日頃から観察と管理が必要不可欠ではないかと思えます。

そこで質問ですが、1点目、要綱を制定した当初は、広報紙等を通じ募集され、多くの名木等が認定されたと思いますが、現在では何件認定されていますか。

2点目、認定されてからかなりの年数がたっている名木等もあると思いますが、これまで名木等に関して苦情や要望はありましたか。あるとしたら、どんな内容の苦情や要望でしたか。

3点目、要綱では、広報等により広く住民への周知に努めるとしていますが、今まで周知もされていなかった名木等を今後どのように活用していきますか。

4点目、認定した名木等を保全していく上での課題や問題点は、何がありますか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、奥村議員から御嵩町認定名木等の保全についてと題され、4つの御質問をいただきました。それぞれについて私から御答弁させていただきます。

まず、この名木等の認定を始めたいきさつについては、奥村議員も触れてみえるよう、町民の自然保護への関心を高めるため、町内に存する名木等を認定するというものであります。これは、町名木等認定要綱の第1条、目的に記述されているものです。町が名木等の認定を始めた真のきっかけについては、この御質問を機に確認を試みたのですが、追うことができませんでした。当時の時代背景や大切なものを次世代へ残していきたいとの思いであったのかと想像いたします。

それでは、御質問をいただきました1点目、現在何件の認定があるかについてお答えいたします。

現時点では、83か所の名木等を認定しています。箇所としているのは、名木等の認定の対象は3種類ありまして、大きな樹木の巨樹、由緒・由来や希少価値等がある名木、樹木の群がりを形成する樹林の3種類があります。この樹林の認定があるため、箇所と称しております。

ちなみに、83か所の認定の内訳については、巨樹26か所、名木43か所、樹林14か所でございます。

続きまして、御質問をいただきました2点目、名木等に関しての苦情や要望などはあったのか、それはどんな内容だったのかについてお答えいたします。

記録として残っている件数につきましては、平成30年度以降で6件の御相談がありました。その内容としては、今後を含めた樹木管理に関する相談が多くあったものです。

続きまして、御質問をいただきました3点目、今まで周知されていなかった名木等を今後どのように活用していくのかについてお答えします。

名木等を周知し、関心を持っていただく部分について、これまで広く周知されていない現状につきまして、率直におわび申し上げるところでございます。これまでに周知をしてきた記録といたしましては、町広報紙に名木等の一部を紹介させていただいたり、平成30年開催の町環境フェア2018でパネル紹介などを行ったとの記録がございますが、現在は何も周知していない状況でございます。

町といたしましては、認定した名木等を見ていただいたり触れていただくことで、自然環境やその名木等がある地域への関心が高まっていければと思っております。その方法、手法とい

たしましては、例えば観光マップをイメージしたような名木等の位置を図示したものの作成であったり、SNSなどでの情報発信であったり、またみたけファンクラブTake-Miの機能を使った周遊コースの一つに設定したりなどできれば、町の魅力向上、また交流人口の増加に少しでもつながっていくのではと考えるところです。

ただ、周知や活用についての課題として上げられるのは、個人所有のものや個人所有地内に存する名木等もございますので、その所有者や、また管理者の御意向をよく伺うことが第一かと考えております。今後において、よりよい周知方法、活用方法を検討・研究していきたいと考えています。

続きまして、御質問をいただきました4点目、認定した名木等を保全していく上での課題や問題点はあるかについてお答えいたします。

御質問の2点目で答弁したことの詳細となりますが、認定した名木等の所有者または管理者様が、高齢化により、また所有者・管理者の後継者がいないなどの理由により維持管理がなされない名木等が、これから増えていくのではと危惧しております。

また、名木等の隣接及び周辺地域に与える影響などにも課題があるのではと考えます。それは、枝葉や根の越境、落葉、日照、倒木のおそれなどが例として挙げられるでしょうか。

それからもう一つ、本要綱に基づく名木等審査委員会委員は、名木等の調査や審査を担っていただいております。中には長年続けていただいている方も見え、審査委員会委員の高齢化も町としては心配しているところでございます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

特に周知ですね。活用方法というか、こんな名木が83か所もあるということで、個人の所有であったり、お寺とか神社の所有、氏子の所有であったりするんですけれども、そういったものを広く住民の方に知っていただくというのが本当かなと思うんですけれども、先ほど観光マップとかSNSの活用ということでありましたが、さきにもホームページのほうへちょっとアップをされるということはお考えにあるでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、奥村議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど御答弁させていただいたとおり、例として幾つか挙げたわけですが、その中の一つにホームページでの情報発信というのが含まれていると御理解いただければと思います。ただ、それが一番先に来るか2番目なのかというのは、それは今のところは申し上げることができませんけれども、もう一つ御答弁の中で述べさせていただいたように、やっぱり個人所有のものがございますので、その所有者の方、管理者の方の御同意といいますか、御理解を得た上で、何かしら表示できる、お知らせできるものと考えていきたいというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

他の自治体でも、そういった紹介をしているところがあるんですけども、その注意事項の中で、所有者の了解を取ったり、塀を越えて中に入って見ては駄目だというような注意喚起をしながら、所有者の理解をしてやっていただくのがいいかなというふうに思います。

先ほど、維持管理がなされない名木等が増えていくのが大変心配だということでありましたが、私もある名木の所有者に話を聞きました。そうしましたら、管理したくても木が大変大きくなって枝葉が張り過ぎちゃって、切りたいと思っているんですけども、プロに頼むのか、それから高所作業車を使わないとできないということで、このままではどうしようもないということをちょっと言われました。質問の中でも少し触れましたけれども、このように管理が所有者または管理者の負担になっているというふうに思われますけれども、負担を少しでも減らすために、管理保全に対し何らかの助成はできないでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

名木等への助成は考えられないのかというお問合せかと思います。今あります現要綱により、町で実施できるものについての保全策という中の一つについては、所有者、管理者の承諾を得た上で、樹木医さんによる診断は町でやらせていただいております。ただ、その診断結果に伴います手当てについては、所有者さん、管理者さんで行っていただくというルールになっております。

やはり維持管理が行き届いていない、それから今後行き届いていなくなるというのは、先

ほど懸念の中で申し上げたとおりでございますけれども、やはり名木等について、町が何ができるのかということは前向きに検討していきたいとは考えております。

先ほど助成はどうかというお問合せの中で、先行事例として近隣であると美濃加茂市がその名木等への助成制度たるものは設けているので、それらを一つ参考にはしてみたいというふうには考えておるところでございます。以上です。

〔８番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

８番 奥村悟さん。

８番（奥村 悟さん）

先ほど答弁の中で、高齢化だとか後継者がいないという話がありましたが、私もちょっと歩いて所有者とか管理者の方に聞いてみますと、やはり大変困っているという話を聞きます。美濃加茂市だけじゃなくて、全国の名木を指定している自治体がたくさんあるわけですが、その大半が、助成制度を設けております。２分の１だとか、一律単価で１万円だとか、そういった助成をしているところが多くあります。ですから、美濃加茂市だけじゃなくて、これらの全国の自治体の事例を参考にさせていただきまして、早いうちの導入を考えていただきたいと思います。

私がいろんな方から話を聞いたときに、やっぱり高齢者とか後継者がいないということで、今の費用が大変かかると。指定名木にしても大変費用がかかるという話を聞きましたので、今回こういった質問をさせていただいたわけです。

最後なんですけど、私の自治会、山田自治会なんですけれども、古くから歴史のある八坂神社がありまして、氏神様として敬っております。過去に、境内には樹齢何百年もたったと思うんですけども、一番大きい幹周りが３メートルぐらいあったと思うんですね。その杉の木が何本もありました。

その杉の木ですけれども、１９５９年９月伊勢湾台風がありましたけれども、その伊勢湾台風の風で倒れてしまいました。倒れた木が、大木が転がっていたことを、私は当時５歳でしたが、なぜか不思議と、その記憶を今でも鮮明に覚えております。その立っていた木を御神木のように大切にしていたということを、亡くなった父だとか、それから祖父に聞いたことがあります。その杉が今でも残っていたらならば、名木になっていたのではないかなというふうに思います。

先ほど答弁にもありましたように、活用方法を観光マップに落とし込むという話がありましたんですけども、認定名木はいずれも地域の歴史を今に伝え、緑を愛する心を育んでくれる町の貴重な財産だと思います。長い歴史と文化の中で育まれた名木を訪ねてみるのも、私たちに自然を大切にする心を育んでくれるのではないかと思います。マップや冊子を作成してみる

のもいいのではないかなというふうに思います。

ぜひ、よい知恵を出していただき、町民の皆さんが親しみの持てるような活用方法を行っていただくことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、奥村悟さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日12月11日に開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時19分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 鈴 木 篤 志

署 名 議 員 広 川 大 介

